

2月28日（月）

令和 4 年 2 月 28 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (37名)	
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	山 内 佳菜子 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	佐 藤 雅 洋 (同)
9 番	安 田 厚 生 (同)
10番	日 高 利 夫 (同)
11番	川 添 博 (同)
13番	中 野 一 則 (同)
14番	冨 師 博 規 (無所属の会 チームひまわり)
15番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
16番	重 松 幸次郎 (公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
19番	井 本 英 雄 (宮崎県議会自由民主党)
20番	横 田 照 夫 (同)
21番	外 山 衛 (同)
22番	山 下 博 三 (同)
23番	右 松 隆 央 (同)
24番	西 村 賢 (同)
25番	二 見 康 之 (同)
26番	日 高 陽 一 (同)
27番	井 上 紀代子 (県民の声)
28番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30番	満 行 潤 一 (同)
31番	太 田 清 海 (同)
32番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33番	野 崎 幸 士 (同)
34番	徳 重 忠 夫 (同)
35番	日 高 博 之 (同)
36番	星 原 透 (同)
37番	蓬 原 正 三 (同)
38番	丸 山 裕次郎 (同)
39番	濱 砂 守 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	松 浦 直 康
政 策 調 整 監	渡 辺 善 敬
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	小 田 光 男
福 祉 保 健 部 長	重黒木 清
環 境 森 林 部 長	河 野 讓 二
商 工 観 光 労 働 部 長	横 山 浩 文
農 政 水 産 部 長	牛 谷 良 夫
県 土 整 備 部 長	西 田 員 敏
会 計 管 理 者	横 山 幸 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	黒 木 淳一郎
公 安 委 員 長	島 津 久 友
警 察 本 部 長	佐 藤 隆 司
選 挙 管 理 委 員 長	茂 雄 二
監 査 事 務 局 長	阪 本 典 弘
人 事 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 清 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	酒 匂 重 久
事 務 局 次 長	日 高 民 一
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長 補 佐	関 谷 幸 二
議 事 担 当 主 幹	佐 藤 亮 子
議 事 課 主 査	内 田 祥 太
議 事 課 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党串間市選出の武田浩一です。

本日も朝7時に串間市から自宅を出発しまして、真っ青な晴天の下、日本のひなた宮崎県から出てまいりました。

「やまない雨はない」がんばろう宮崎、がんばろう日本、がんばろう人類。「変える勇気と、変えない勇気」が今問われています。私は、昭和から平成が変わるとき、時代が、価値観や意識が変わると確信しておりました。日本は変わらなかったと感じています。

この世は時間の流れの中で、「常識は非常識となり、非常識が常識となる」、それは歴史が証明しています。最近やっと、地方創生やSDGsが叫ばれ、時代が動き出した感がありますが、まだまだ先行きを見通せない状況であると感じています。

まず、知事の政治姿勢について。

今私たちは、コロナ禍によって変わらざるを得ないところまで追い詰められています。だからこそ、新しい未来をつくる絶好のチャンスが来ていると考えます。

家族において大切なことは何か。コミュニティーにおいて大切なことは何か。働き方にお

いて、教育において、福祉において大切なことは何か。何を変え、何を変えないか。

2022年以降の未来は、コロナ後の世界において、日本において、そして私たちの宮崎において、本当に大切なものは何かを県民の皆様と議論し、私たちの手で令和の宮崎をつくっていくときであると考えます。

知事は、次世代の宮崎を創造するに当たって、何を変化させ、何を守っていかれるのか、新型コロナによって起こった社会の変化について、どのように認識し、今後の県づくりを進めていかれるのか伺います。

次に、昨年2月定例県議会提案理由説明の中で知事は、「県政運営の基本姿勢」令和3年度の本県の目指すべき姿として、1つ目に、「安心の基盤づくり」。感染症に強い社会づくりと災害に強い県土づくり。県民の命と健康、暮らしを脅かす新型コロナとそれに伴う社会不安、また、地震や風水害など激甚化・頻発化する自然災害に対し、県民の安心を確保する基盤づくりを推進する。

2つ目に、「つながりの再構築」。暮らしと雇用を守り、地域の絆を深め、人々の「みやぎ回帰」を促す取組。コロナ禍により社会的影響を受けている方々に寄り添うとともに、集うことが難しい今こそ、県民の心のつながりを深め、ふるさと宮崎に関わる人々や、地域との結びつきを強くするなど、つながりの再構築に取り組む。

3つ目に、「ポストコロナへの挑戦」。デジタル化の推進をはじめ、人と自然が共生する社会づくりや、本県の未来を担う子供たちの育成を図る取組。コロナ禍により顕在化した様々な課題にしっかりと向き合い、これからの社会を見据え、特色ある本県の風土や資源を生かした

がら、宮崎の新たな成長につなげる取組を推進すると、3つの柱を掲げられました。

それぞれの柱ごとにどのように取り生まれ、どのような成果を得られたのか、同じく知事に伺います。

以上、壇上での質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、今後の県づくりについてであります。

新型コロナウイルスの感染拡大は、接触を避けるリモートワークやキャッシュレスの普及など、社会全体のデジタル化を促すとともに、効率性・利便性の追求から生じてきた東京一極集中の社会構造を見直す動きなど、様々な社会変化を加速させているものと感じております。

人口減少下にある本県にとっては、AIやロボットなど新たな技術の活用は、地域課題を解決する大きな鍵になるものと考えておりました。これから先、地域交通をはじめ、教育や医療、行政など、あらゆる分野への積極的な導入が必要不可欠であると考えております。

また、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の普及や、物消費から事消費への転換など、多様化する価値観や行動の変化に乗じて、歴史や文化、自然環境などを生かした個性ある地域づくりを進めることも重要であります。

先日、AIデータ分析の専門家を東京から招いて意見交換をしたんですが、自然豊かな都井岬を大変高く評価しておられました。

現在、検討を進めております次期長期ビジョンにおきましても、これらの社会変化をしっかりと反映するとともに、誰もが幸せを実感できる希望ある県づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、今年度の施策と成果についてであります。

今年度も、コロナ禍で疲弊した県民の暮らしや地域経済を立て直すため、議員から御指摘のありました3つの視点から県政を推進しているところであります。

まず、「安心の基盤づくり」として、県境を往来する方や県民向けのPCR検査体制を整備したほか、早期のワクチン接種の促進、さらには、宮崎県重症化予防センターを開設するなど、感染症に強い社会づくりに取り組んでいるところであります。

次に、「つながりの再構築」といたしまして、生活に困窮されている方々に対する支援や、自殺防止のための電話相談体制の拡充など、県民の命と暮らしを守る取組を推進しているところであります。

3つ目の「ポストコロナへの挑戦」として、先端ICT人材の育成やスマート農業を推進するなど、県内のデジタル化も徐々に進んでいるものと実感しております。

また、企業現場での体験活動動画を発信するなど、高校生に県内企業を知ってもらう取組を強化したこともあり、県内就職内定率の向上にもつながっているところであります。

このように、それぞれにおいて一定の成果が得られているものと考えておりますが、コロナ対策や人口減少対策など、山積する課題への対応はいまだ道半ばでありますので、本県の未来に道筋をつけられるよう、来年度も誠心誠意取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○武田浩一議員 ありがとうございました。本年度も本県行政のトップとして、コロナ禍の中、ぎりぎりの決断の連続であったのではと推察いたします。大量生産、大量消費の昭和の時

代から変化し切れず、平成からのデフレ脱却も見いだせず、国や県、市町村も地域の存続をかけ、活性化のために様々な施策に多くの予算を投入してまいりましたが、地方創生もまだまだ道半ばであります。

知事のおっしゃるように、社会のデジタル化、東京一極集中の是正、AIやロボットなどの新技術の活用によるあらゆる地域課題解決への積極的導入、柔軟な働き方や物消費から事消費への転換など、個性ある宮崎づくり、誰もが幸せを実感できる希望ある県づくりにリーダーシップを発揮していただくよう、期待しております。

また、コロナ対策や人口減少対策など、本県の課題は、おっしゃるように山積しております。終わりのない課題ではありますが、知事3期目の集大成としてしっかり取り組んでいただくことを期待いたします。

では、地域経済循環について。

本年の1月13日に、地域経営政策研究会が開催されました。

第二部では、「コロナ時代に求められる地域経済循環」と題して、宮崎大学地域資源創成学部教授、杉山智行氏の講演がありました。

私は、地方が生き残っていくには地域の経済循環が重要だと考えていましたので、とても興味深い講演でありました。

「各産業施策に取り組む上で、最も優先すべき事項は交易収支（県際収支）の改善であり、経済循環を意識した経済活動の展開にある。特に、移輸入率の改善は効果が大きく、これまで経済合理性を優先し、調達等の低価格志向と効率化を優先した結果、県内の産業間取引が失われ、穴の開いたバケツのように、マネーが県外に漏出していたことに気づかされたと言える」

と説明いただきました。

企業立地の例として、「誘致企業は、果たして県内に何をもたらすのかを考えると、雇用効果がメインであり、産業間連携が薄いものも多い。現在、多くの誘致企業は、親会社から委託された製品を賃加工し、そのまま親会社へ出荷するだけの企業である可能性が高い。地元には波及するよりも、低廉な労働力を求めて立地した企業が多く、地元のITイノベーションに資する活動をしているかは疑問である」という説明もありました。

本県では、長く県外への人口流失が続いており、その意味においては、雇用効果中心の誘致も大変有効な人口減少対策であり、同じく地域活性化に資すると理解しております。

企業立地には、地域産業への波及効果を高めるという視点も必要だと考えますが、どのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 企業立地の推進は、雇用の創出や地域経済の活性化に有効な取組であると考えております。

このため、本県の強みである農林水産資源を生かしたフードビジネス関連産業や、今後、県内でも成長が期待できる医療機器関連産業、自動車関連産業などを重点産業分野として、企業立地を進めております。

このような企業立地の効果を県内企業に波及させるため、県では、県内企業と立地企業が一堂に会する商談会や展示会、業種ごとの研究会などを通じ、県内企業の人材育成や技術力向上、立地企業との取引拡大など、県内企業の振興に取り組んでおります。

今後とも、地域産業への波及効果が高められるような企業立地を推進してまいります。

○武田浩一議員 企業立地の効果を県内企業に波及させるために、商談会や展示会、各業種ごとの研究会等を通じ、人材育成や技術力向上、立地企業との取引拡大など、県内企業の振興に取り組んでこられたことは十分理解できました。

しかしながら、現在も本県の移輸入率は高く、県外へのマネー流出が県内経済の成長を妨げている要因の一つでもあると考えます。いろいろな見方や考え方もあるとは存じますが、今まで以上に地域産業への波及効果が高められるよう、今後の企業立地展開に期待をいたします。

同じく講演の「県内の地域産業連関表作成状況」項目(2)で、串間市産業連関表として、「串間市は観光・地元物産販売においては、昨年4月にオープンした道の駅が核となり活気が戻りつつあり、観光を中心に地産地商、地産外商の考えが広がりつつある。今後のまちづくりの根底に、産業連関表をベースとした経済循環の考えが根づいており、今年度までに市職員のうち120人以上が、経済波及効果計算をマスター。現在は事業評価に、経済波及効果計算を取り入れて検証するなど、産業連関表の活用において、全国でもかなり先進的である。観光施設のオープンが相次ぐ中、経済循環を意識した取組が加速している」と説明いただきました。

そこで、県の政策立案に当たっても、経済波及効果の視点が重要であると考えますが、県の考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(松浦直康君) 政策立案に当たりますには、既存の取組の評価や取り巻く環境の変化を踏まえ、解決すべき課題を明確にするとともに、原因分析や対応策の費用対効果など、様々な角度から検討することが重要であり

ます。

こうした考えの下、県では、個別の事業につきましては、予算編成過程において成果等を整理しながら、必要性や取組内容を検討するとともに、政策レベルにおきましては、数値目標の達成状況や外部有識者の意見を基に評価を行うことによりまして、効果的な政策立案に努めているところであります。

人口減少が進む中で、持続可能な県づくりを進めるためには、外貨の獲得や経済循環により、地域経済を維持・活性化させる必要がありますので、政策形成やその評価における視点の一つとして、経済波及効果は重要であると考えております。

○武田浩一議員 我々が住み慣れた地域で、地方の豊かさを感じ、利便性と魅力を備えた持続可能な経済社会を創造するに当たり、地域内の経済循環を促すことが重要だと考えます。

宮崎県内の産業連関表による産業構造分析を見ると、県際収支マイナス幅の大きさに驚かされます。農林水産業を除くと、外貨獲得が厳しい現状であります。

答弁でも、「人口減少の進む本県において、持続可能な県づくりを進める上で、外貨の獲得や経済循環による地域経済の維持・活性化は必要であります」とありました。

今後とも、経済波及効果を意識しながら、政策立案や予算編成過程、事業評価等の検証に取り組んでいただくことを期待いたします。

次に、県内経済動向について。

2月25日の日本農業新聞によりますと、「都道府県の2022年度一般会計当初予算案が、22日にほぼ出そろった。時事通信の集計によると、企業業績の改善による法人関係税の増収などで、未公表の長崎を除く46都道府県全てが税収

増を見込んだ。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、税収減を見込んだ前年度当初予算編成時から一転」とありました。

本県の令和4年度の当初予算案でも、一般会計で6,414億7,700万円、前年度比159億7,200万円、2.6%増、自主財源比率は40.2%で、前年比1.4ポイント増。県税は、個人県民税や法人事業税の増等により1,048億4,000万円、対前年度比93億6,000万円、9.8%増となっています。

令和4年度当初における県税収入が、前年度当初比で大幅な増となっています。その要因についてどのように分析しているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 令和3年度の県税収入につきましては、当初予算において新型コロナによる深刻な影響を懸念し、慎重に見込みを行いました。法人事業税について、金融・保険業、卸売・小売業を中心に、前年度よりも増収となるなど、これまでのところ堅調に推移してきており、補正予算案に計上しましたとおり、2年連続で1,000億円を超える見通しであります。

令和4年度につきましても、国の見込み等を踏まえますと、今年度の補正後と同水準を確保できるものと考えており、結果的に、当初予算間で比較しますと、9.8%増となっております。

コロナ禍にあって増収となっておりますが、税収には、全法人の約6割を占める赤字法人の状況は表れないことなどから、経済全体の状況を反映したものではない場合もあると認識しております。

○武田浩一議員 令和4年度当初予算案の大幅増の要因については理解ができました。自民党の代表質問に対して、「コロナにより、大きな打撃を受けた県内経済」とあったように、私た

ちの肌感覚では、県内資本、特に中小企業・小規模企業者においては、新型コロナの長引く影響を大きく受けていると考えますが、県内の商工観光業の動向をどのように考えているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナの流行が始まって約2年が経過し、社会・経済が大きく変化する中、本県の商工観光業におきましても、事業者の業種や業態に応じて、様々な影響が生じております。

具体的には、人の移動や対人サービスを伴う宿泊・飲食、交通関連業等が大きな打撃を受ける一方、製造業では比較的堅調に推移しております。

また、同じ小売業でも、いわゆる「巣ごもり需要」を追い風に売上げを伸ばしている事業者がある一方で、外出自粛等の影響により、売上げが落ち込んでいる事業者も見受けられるところでございます。

県といたしましては、新型コロナが商工観光業の各分野にもたらす影響につきましても、引き続き注視しますとともに、感染状況にも留意しながら、事業者の新事業展開等の支援や消費需要の喚起策など、必要な経済対策を行ってまいります。

○武田浩一議員 総務部長の答弁でも、「税収には、法人税全体の約6割を占める赤字法人の状況は表れてないことから、経済全体の状況を反映したものではない場合もある。県内の商工観光業においても、事業者の業種や業態に応じて様々な影響がある」ということでもあります。

法人税の数字だけを見ると、県内事業者が好調にも見えますが、実際には厳しい現実があります。コロナ禍での外出自粛の影響を大きく受けている県内の事業者に対して、今後とも引き

続き、臨機応変に必要な経済対策を行っていただくよう期待いたします。

次に、総合交通対策についてであります。

全国的にJR赤字路線「存廃議論」が出ています。新型コロナの影響でこの2年、利用者数の減少等により赤字が拡大していれば、今後路線が維持されるのか、JR九州の動向が心配されております。

これまで本県では、日南線と吉都線の路線維持のため、沿線自治体とともに様々な利用促進に取り組んでこられました。2016年に株式上場され、JR会社法の対象外となられたJR九州に対して失礼かとも思いますが、1987年のJR発足時には、3,877億円もの経営安定基金が交付されておりますし、基幹的輸送機関、地域の公共交通機関として鉄道が担ってきた責務もあると考えます。JR九州の経営状況と県の取組について伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 今年度の4月から12月までのJR九州の鉄道収入は、コロナ前の令和元年度と比較しまして、約54%と大変厳しい状況であります。

県では、日南線や吉都線の路線維持のため、沿線自治体とともに様々な利用促進の取組を進めているところであり、来年度は、小中学校の修学旅行や遠足など学校行事での利用や、高齢者クラブ等の活動といった団体利用に対する運賃補助を強化するとともに、沿線自治体には、地域住民へのさらなる周知や広報の強化など、日常利用につながる取組をお願いしているところでもあります。

今後とも、沿線自治体等と連携しまして、利用促進に取り組みますとともに、JR九州に対しましては、地域の公共交通機関としての責務を着実に果たしていくよう求めてまいります。

○武田浩一議員 今年度の4月から12月までのJR九州の鉄道収入は、令和元年度比で約54%とお聞きし、鉄道収入ではさらに厳しい経営状況であると理解できました。

このような状況をお聞きすると、日南線と吉都線の路線維持にも影響が出るのではと、大変心配しております。

県として、沿線自治体と利用促進に努めていただくとともに、JR、バス、タクシー、コミュニティバス等々、全体的な県内交通網維持に、県のリーダーシップを期待いたします。

次に、地域交通ネットワークの最適化に向け、市町村とも議論しているとお聞きしておりますが、今回の地域間幹線バス路線の見直しと併せて、地域内の交通見直しも進めるべきだと考えますが、県の考えを総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 地域間幹線バス路線につきましては、バスネットワーク最適化支援基金を活用しまして、今後5年間をかけて、持続可能な運行形態への見直しに集中的に取り組むこととしております。

見直しに当たりましては、車両の小型化や運行のデマンド化、乗合タクシーの導入など、効率的で利便性を損なわない運行方法の検討も行うこととしております。

議員御指摘の地域内交通につきましては、地域間幹線と一体となって交通ネットワークを形成するものでありますので、市町村が運行するコミュニティバス等についても、必要に応じて交通需要に見合ったデマンド化など、最適化に向けた提案を市町村に対して行ってまいります。

○武田浩一議員 今回、県職員の皆様と意見交換の中で、県内の地域交通網の最適化と、効

率的で利便性を損なわない運行方法も検討されているとお聞きして、大変期待しておりますが、地域内交通と地域間幹線が一体となった交通ネットワーク形成は、大変難しい課題であると理解しております。

車がないと生活ができない上、高齢化が進んでいる中山間地域においては喫緊の課題であります。JR、バス、タクシー、コミュニティーバス等々、総合的な県内交通網維持に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

次に、県民の安心に対する取組について。

今回の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった全ての方、御家族に対してお悔やみを申し上げますとともに、医療従事者をはじめ全ての関係者の皆様の献身的な働きに、感謝と敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症関連については、知事の提案理由説明でもあったように、自宅療養者が2,000人を超える状況のようであります。家族が濃厚接触者や陽性者（無症状）になった場合、自宅待機、自宅療養になる可能性が高いと考えます。

私の家庭内でも、どのように隔離するか、そもそも隔離できるのかを話し合いましたが、結局、どんな問題が発生するのか、なってみないと分からないという結論でした。

生活様式や家族構成等が違う中、自宅療養に対して、県民の皆様から不安の声をお聞きいたします。

今回の第6波で急増している自宅療養者の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 自宅療養者は、2月4日に最大の2,536人となりましたが、先週の24日現在で1,408人となっております。

県では、感染が急増する中でも、入院が必要

な方については速やかに入院していただき、直ちに入院が必要でない方につきましては、宿泊施設や自宅での療養をお願いしております。

自宅療養につきましては、管轄の保健所が、症状や家庭の事情等を考慮しながら決定しており、具体的には、隔離の必要がなく、家族全員が陽性である場合や、幼い子供の世話のために自宅での療養を希望される場合などがございます。

なお、自宅療養者は、療養期間中は外出しないことや、定期的な部屋の換気などの注意事項を守りながら療養していただいているところでございます。

○武田浩一議員 一例ですが、先日、高校時代の同級生に会いました。「どこに行くの」と聞くと、「宮崎市内に住む孫の保育園がコロナで休みになったので、孫の面倒を見に行く」との答えでした。串間から宮崎まで大変だとも思いました。

このように、県民の皆様がコロナに翻弄され疲弊している中、家庭での療養となると、家族構成や陽性者の人数、幼い子供がいる、高齢者がいるなど様々なパターンが考えられますが、自宅療養者に対する支援体制について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 自宅療養者につきましては、訪問看護ステーションの看護師や、感染が急拡大し、特に自宅療養者が多くなっている地域におきましては、医療機関の看護師の協力もいただきながら、毎日、電話による健康観察を行い、体温や酸素濃度、症状等を確認し、必要に応じて、医師による電話での相談や診療を行っているところであります。

このような健康観察を通して気になる症状が見られた場合には、保健所が医療機関と連携し

て、外来の受診や入院の調整を行っているところでもあります。

また、食料品等の生活の支援が必要な方に対しては、希望に応じて、おおむね10日分の食料や衛生用品を自宅に配送しており、第6波では、これまでに5,000個以上を配送しているところでございます。

県としましては、自宅療養者が安心して療養できるよう、引き続き、健康観察や日常生活の支援をしっかりと行ってまいります。

○武田浩一議員 自宅療養者は、2月4日に最大の2,536人から、24日現在1,408人と減少傾向のようですが、まだまだ予断を許さない状況であります。

このような中、自宅療養者に対する支援として、訪問看護ステーションや医療関係の看護師の皆様の日々の健康観察、体温や酸素濃度、症状の確認等、また、保健所と医療機関が連携しての外来の診察や入院調整の支援、特に第6波では、食料品・衛生用品等を自宅へ、これまでに5,000個以上配送されていますし、自宅療養者の8割以上の方が利用されているとお聞きしました。

関係者の皆様は、体調管理に気をつけて、引き続きの対策をよろしく願いいたします。

次に、昨年末からのトカラ列島群発地震が大変心配な状況であります。本年に入り、1月16日未明、トンガ諸島付近の火山の大規模噴火に伴い、気象庁は津波注意報と津波警報を発表。このような中、1月22日、1時8分頃、日向灘で地震が発生しました。

津波の心配はありませんでしたが、南海トラフ地震、日向灘沖地震がいつ起こるか分からない中、県民の皆様は不安が広がっております。特に津波では、多くの人命が失われることが予

想されます。N-netは、津波については最大20分程度早く検知でき、多くの人命を救うことができるのではと期待されております。

そこで、令和元年度より事業実施されている「南海トラフ海底地震津波観測網(N-net)」整備事業の進捗状況について伺います。

○危機管理統括監(小田光男君) 南海トラフ海底地震津波観測網、いわゆるN-netは、南海トラフ地震の想定震源域のうち、観測網の空白域である高知県沖から日向灘に、ケーブル式海底地震・津波観測システムを整備するもので、従来よりも、地震発生を最大で20秒程度、津波については最大20分程度早く検知できるとされております。

国は、令和元年度から5か年計画で整備を開始し、これまでに、対象地域の海洋調査や海底ケーブルの敷設工事を進めるとともに、宮崎県側では、串間市市木地区において、陸上の局舎建設に着手したところであり、令和5年度に全ての整備が完了する予定と伺っております。

県としましては、県民の安全確保、早期避難に有用なシステムと期待しておりますことから、N-netの早期整備に向けて、引き続き国に強く要望してまいります。

○武田浩一議員 南海トラフ地震に対する新たな地震津波観測網を構築するとして、N-net事業が令和元年度から始まりました。

2011年の東日本大震災では、海域における観測が不十分であったことから、津波警報や緊急地震速報が過少となり、多くの人命が失われる一因になったと言われております。

1995年の阪神・淡路大震災や、2011年の東日本大震災を契機に、日本における地震や津波の観測体制は劇的に変革してまいりましたが、太平洋沿岸において、高知県沖から宮崎県までの

海域に空白域がありました。N-netは、高知県の室戸と宮崎県の串間に陸上局を持ち、高知沖から日向灘にかけての海域の36点において、地震及び津波のリアルタイム観測を可能とする観測網であります。より震源に近い場所で観測を行うことにより、将来的に防災につながる研究成果が期待されるとともに、今に比べて津波を最大で20分、地震を20秒早く検知します。

しかしながら、昨今、国内で地震が多発している状況を考えますと、令和5年度と言わず、一日も早い整備完了を願うものであります。N-netの早期整備に対して、国への強い要望をお願いいたします。

次に、本年1月21日、NHK九州エリア番組「ザ・ライフ」で2, 4, 5-T系除草剤の埋設問題が取り上げられました。

1970年前後に国有地で植林を進めた際に、雑草処理に使用した除草剤が、その後、有害性が分かり、1971年に使用が中止されました。

林野庁の管轄ではありますが、県民の安心に対する取組の観点から、宮崎県内の国有林に埋設されている「2, 4, 5-T系除草剤」の現状と、今後どのように対応していくのか、県の考えを環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 国によりますと、県内の国有林には、合計8か所に固形状粒剤1,813キログラム、液体状乳剤20リットルの2, 4, 5-T系除草剤が、コンクリートの塊などにして埋設されているとのことであります。

また、管轄する森林管理署において、年2回の定期点検のほか、大雨や地震などの後には臨時点検を行っており、これまで異常は確認されていないとの報告を受けております。

現在、国では、将来の掘削処理の可能性について、技術的な調査・検討を始めたところであり、年度内にまとめる調査結果を基に、撤去の可否を判断すると聞いております。

県としましては、こうした国の動向を注視するとともに、関係する市町村への適時適切な情報提供について、国に要請してまいります。

○武田浩一議員 林野庁は、地域の安全に問題はないとしていますが、近年は、豪雨などで土砂崩れが相次いでおり、岩手県や福岡市が撤去を求めているようです。

林野庁は「安全な無害化方法が確立されず、掘り出す際に飛散も懸念される」、専門家委員会は「地域住民の生活に及ぼす影響はない」と説明していますが、2月17日の国会では、「昨年11月に、環境保全などを手がけるコンサルタント会社に委託、岐阜、高知、佐賀、熊本の各県の埋設地で撤去に向けた方策を調べている。調査結果を踏まえて撤去の可否を検討する」とのことです。

本県としては、国の動向を注視するということですが、現在あるものが明日消えてしまうものではないので、県民が安心して生活できるよう、県の責任において、埋設地の点検方法（周辺の土壌、水質調査等）の在り方も含め、年2回の点検結果を、県や市町村に対して文書で報告すること、また、除草剤の無害化や安全な撤去方法を早急に研究し実施されることを、国に対して強く要請していただきたいと思っております。

また、NHKは先日、「太陽光パネル大廃棄時代がやって来る」という特集番組を放映し、「需要を終えた太陽光パネルが大量の産業廃棄物となる事態に備え、制度の見直しが必要」と伝えましたが、本県では、太陽光パネルについて現在どのように処理されているのか。また今

後、太陽光パネルの大量廃棄が見込まれる中、どのように対応していくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 太陽光パネルの処理については、国において、リユース・リサイクルを前提にした、最終処分までのガイドラインが示されております。

現在、このガイドラインに沿って、太陽光パネルの処理が行われているところですが、保護ガラスと発電面が樹脂で密着しており、その分離が難しいことなどから、ほとんどは破碎した後、焼却または埋立処分されております。

このような状況を踏まえ、資源としての有効活用を図るため、県では今年度から、再資源化施設整備に対する支援内容を見直し、新たに太陽光パネルのリサイクル施設を対象に加え、その促進を図ることとしたところであります。

今後とも、国や関係機関などと連携しながら、大量廃棄に備え、適正な処理が確保されるよう努めてまいります。

○武田浩一議員 現状では、県内で焼却または埋設処理されているということですが、SDGs、持続可能な循環型の社会づくりを標榜する時代においては、いささかお粗末であります。

今後、太陽光パネルの大量廃棄に備え、早急に太陽光パネルのリサイクル施設を対象に加え、リユース・リサイクルを確立して、大量廃棄時代に備え、適正な処理が確保されることを期待いたします。

次に、ゼロカーボン社会づくりについて。

今回、環境施策の推進体制を強化するため、「温暖化・新エネルギー対策担当」を、環境施策の総合調整機能を担う「環境計画担当」と、ゼロカーボン社会の実現に向けて、市町村との

連携や全庁的な取組をリードする「ゼロカーボン社会づくり担当」が新設されますが、「ゼロカーボン社会づくり担当」ではどのようなことに取り組まれるのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 今回の組織改正は、ゼロカーボン社会の実現に向けて、国の施策と連動しながら全庁的な取組を推進するため、ゼロカーボン関連業務に特化した新たな担当を設置するものであります。

これまでも、省エネ、再エネに関するセミナーの開催や、アドバイザーの派遣などを実施するとともに、脱炭素に関する国の交付金申請に向けて、市町村の取組を支援してまいりました。

これらに加え、「ゼロカーボン社会づくり担当」では、新たに、県民の意識改革、行動変容を促すための普及啓発や、事業者の再エネ設備導入支援などに取り組むと考えており、これまで以上に、関係部局や市町村との連携を強化し、ゼロカーボン社会づくりの実現に向けて、取組を加速してまいります。

○武田浩一議員 市町村との連携や全庁的な取組をリードするという大変重要な担当ですが、県民への普及啓発にどのように取り組んでいくのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 昨年10月に実施した県民意識調査によりますと、ゼロカーボンについてはあまり認知されていなかったことから、さらなる県民への普及啓発が必要と認識したところであります。

このため、今議会に新規事業としてお願いしております、「2050年ゼロカーボン社会づくりプロモーション事業」において、県民に親しみを持ってもらうためのロゴマークやキャッチコ

ピー、具体的な行動を分かりやすくまとめたパンフレットの作成に加え、県民から幅広く取組についてのアイデアを募集するコンテストなど、効果的なプロモーションを戦略的に実施することとしております。

この事業により、訴求効果の高い普及啓発を行い、県民のゼロカーボン社会づくりに向けた機運醸成や行動変容を促してまいります。

○武田浩一議員 2050年までにカーボンニュートラルを達成することは、大変野心的な取組であると考えます。

脱炭素社会実現のための新技術開発はもとより、再生エネルギーの利用促進等々も必要です。また、全ての企業・組織の協力、そして県民一丸となつての取組が大切であると考えます。

カーボンニュートラルを達成することイコール、地球・人類の未来が託されていると言っても過言ではありません。ゼロカーボン社会づくり担当の挑戦に期待いたします。

次に、サツマイモ基腐病対策について。

本年度の取組状況と、来年度の取組について伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） サツマイモ基腐病は、発生から4年目となり、国の農研機構等と連携しながら、様々な防除対策を進めているところですが、依然として厳しい状況が続いております。

このため今年度は、ウイルスフリー苗など、無病苗の利用拡大に加え、土壌処理剤等の実証や、抵抗性を有する品種の比較試験、ドローンによる一斉防除、植付けの早進化などに取り組み、一定の成果が得られたものと考えております。

来年度は、これらの成果を踏まえて改正した

マニュアルについて、生産者への周知・徹底をさらに図りますとともに、効果的な防除方法の実証や、抵抗性の確認された品種「べにまさり」の大規模導入、他の作物を組み合わせた栽培体系の確立などの総合的な対策を、農研機構、関係機関・団体と産地が一体となって実施してまいります。

○武田浩一議員 ここ数年、サツマイモ基腐病大量発生により、産地は大きくダメージを受けてまいりました。

そのような中でも、精力的に頑張っている農家がありますし、JA串間市大東と株式会社くしまアオイファームも協力体制を構築し、不退転の決意で「カンショ産地」の再生を目指しております。サツマイモ基腐病の総合的な対策により、一日も早い産地再生を期待いたしております。

次に、海岸漂着物の対策について。

先日も串間市内の住民の方から、「海岸線に漂着ごみがすごい。年々ひどくなっている。大変深刻な問題です」とお話がありました。早速、串間土木事務所に対応していただき、地元の方と海岸線を4キロほど歩いて調査していただいたようです。

県内での海岸漂着物の現状と対応について、農政水産部長と県土整備部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 海岸漂着物については、日常的なプラスチックごみのほか、約8割が流木となっており、台風や大雨などによる出水後、海岸に漂着する状況が見られます。

漂着した流木等は、放置すると、再流出による漁業活動への支障が懸念されるため、農政水産部では、日常的な清掃に取り組む地元自治会や、漁協などへの作業物資の支援のほか、大量

の漂着があった場合は、県が主体となって回収・処分を行っております。

直近では、昨年9月に、台風等による大量の流木等が青島海岸に漂着した際に、地元美化活動団体等や宮崎市と連携・協力して回収・処分を行ったところであります。

海岸漂着物の処理につきましては、今後とも、適切な役割分担の下、必要な措置を講じてまいります。

○県土整備部長（西田員敏君） 海岸漂着物の現状につきましては、農政水産部所管の海岸と同様の状況であります。

県土整備部が所管する海岸の対応状況につきましては、大規模な漂着により、水門等の開閉などに影響が生じる場合や、再流出により船舶の航行に支障が生じるおそれがある場合には、災害復旧制度や国の補助金などを活用し、県が主体となり、関係市町と連携して回収・処分を行っております。

また、比較的小規模な漂着の場合には、県の委託事業に加え、ボランティア団体などの協力を得ながら処理しております。

今後とも、関係市町や地域の皆様の協力もいただきながら、必要な措置を行ってまいります。

○武田浩一議員 本県の美しい海岸線は、「日本のひなた宮崎県」の宝であります。県民の皆様の尊いボランティア精神が頼りのようですが、太陽の降り注ぐ宮崎のため、常に美しい海岸線を保っていただきますよう期待いたします。

次に、教育行政について。

民法改正により、本年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わることに、様々な問題が不安視されております。

20歳にならないとできないことは、飲酒をする、喫煙をする、競馬、競輪、オートレース、競艇の投票権、馬券などを買う、養子を迎える、大型・中型自動車免許の取得などで、それらが現在と変わらないものです。

18歳になったらできることは、10年有効のパスポートを取得する、公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る、結婚——女性の婚姻年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女ともに18歳に、そして、親の同意がなくても契約できるとして、携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、一人暮らしの部屋を借りるなどです。

そこで、18歳成年年齢引下げに伴う高校教育における課題について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 改正民法の施行により、在学中に18歳の誕生日を迎えた生徒が、順次成年に達することとなります。

今回の改正は、若年者の自己決定権を尊重するものであり、若者の積極的な社会参加を促し、それによって社会を活力あるものにすることに意義があります。

このことから、高校教育におきましては、生徒に社会との関わりを自覚させ、自立した個人としての自己の確立を促し、他者とともに次の社会を担うことのできる資質や能力を身につけさせることが課題であると考えております。

特に、金銭的なトラブルを含め、自分の意思で契約を行うための権利と責任について、生徒が理解を深めていくことも重要であると考えております。

○武田浩一議員 今後、この課題に対してどのように対応していくのか、現在の取組も含めて伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校では、契

約における権利と責任について、生徒や保護者の理解も重要なことから、入学後の早い時期から丁寧な説明を行っております。

さらに、「総合的な探究の時間」や「課題研究」を中心に、地域の課題などを自分ごととして捉え、考え、議論する中で、自ら判断し、行動していくような学びを推進してきたところであります。

また、成年を迎えることによって生じる金銭などをめぐる契約の権利と責任については、家庭科や公民科で学習するとともに、弁護士会や金融機関とも連携した取組を行っております。

○武田浩一議員 私は、18歳成年年齢引下げに伴う一番の問題は、「親の同意がなくても契約できる」ことだと思います。

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。18歳で成年に達すると、未成年者取消権は行使できなくなり、その契約に対して自分自身で責任を負うこととなります。また、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれたり、社会経験の乏しい18歳成年を狙い撃ちにしている悪質な業者もいます。

そうした消費者トラブルに遭わないために、高校教育において、契約に関する知識や様々なルールを学び、その契約が必要かよく検討する力を身につけられるよう期待いたします。

次に、コロナウイルス感染症のオミクロン株の出現により、児童生徒にも感染が広がり、学級閉鎖や自宅待機等、この2年の間にも、学校行事等を含め、児童生徒のメンタルヘルスが大変心配されております。

このような中、本県の公立小中高校等におけるいじめ・不登校の現状について、教育長に伺

います。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度の調査における、本県の公立小中高等学校のいじめの認知件数につきましては、本県の「積極的な認知」の方針もありまして、1万740件となっており、1,000人当たりの件数は、全国と比べて高い割合にあります。

次に、不登校につきましては、1,785名であり、同じく1,000人当たりの人数は、全国と比べますと低い割合にはあるものの、小学校における増加が顕著であります。

コロナ禍での生活が長期化し、あらゆる行動が自粛を強いられている中、子供たちを取り巻く生活環境は大きく変化し、生活のリズムの乱れも見受けられるなど、これらの課題にも影響を及ぼしている面もあるのではないかと考えております。

○武田浩一議員 このような現状の中、どのような対応をされているのか伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） いじめや不登校をはじめ、様々な課題が見られる中、これらの課題にきめ細かに対応するため、県教育委員会といたしましては、これまでも、専門家の活用などを通して、教育相談体制の整備や未然防止に向けた取組の充実に努めてまいりました。

今回、それぞれの取組を一元化し、総合的な生徒指導体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の増員や、ネットトラブルの未然防止に向けた、IT専門家の学校への派遣回数増加などを柱とした、「みやざきの子どもを守る総合支援事業」を、今議会にお願いしているところであります。

今後とも、子供たちの命を守ることを第一に、事業を推進してまいります。

○武田浩一議員 日本中で目を覆いたくなるようないろいろな事件・事故等のニュースが連日流れ、やるせなさや自身の無力さを感じております。

教育の現場では、私たちが思っている以上に大変であろうと推察いたします。一人一人の児童生徒に寄り添った、命の大切さを感じる心を育てる教育の重要性について、教育長の所感を伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 全国各地で、児童生徒の貴い命に関わる様々な事件や事故が起きるたび、私も胸が締めつけられるような思いをいたしております。

このような子供を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、「いのちを大切に教育」につきましては、県教育委員会の重点取組に掲げて取り組んでおります。

その一環としまして、7月1日から7日を「宮崎県いのちの教育週間」に設定し、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって、命の大切さについて重点的に学ぶ取組を行っております。

また、児童生徒が不安や悩みを抱えたときに、助けを求めることが大変重要でありますので、SOSの出し方に関する教職員向け資料を新たに作成し、授業等での積極的な活用を進めているところであります。

今後とも引き続き、命を大切に教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 いじめ・不登校の現状について、小学校における不登校の増加が顕著であるとの答弁がありました。小中高へ引きずらないか、大変心配です。早めの原因究明と、一人一人に寄り添った対応をお願いいたします。

私の小中高時代、50年前を思い出しますと、

勉強が大好きで、部活が大好きで、大好きな友人たちとも楽しくてたまらないバラ色の日々だった。いや、勉強は好きではなかったし、部活はきつかった。友人たちとは楽しかったけれど、よくけんかもした。今思えば取るに足りない悩みだったとも思えるが、当時は結構真剣な悩みだったように思います。しかし、家族や友人、先生方のおかげで、どちらかという楽しい学生時代を過ごせたと思います。

来年度も、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの増員予算も提案されておりますが、年々増えるいじめや不登校に対応し切れていません。簡単に解決できない問題だとは理解しておりますが、1件でもいじめ・不登校が減ることを期待いたします。

子供たちの現状は、我々大人社会の縮図であると考えます。学校だけではなく、社会全体の問題として取り組んでいくべき問題です。全ての命を大切に教育を伝えていきたいと思っております。

最後に、本年3月をもって県職を去られる全ての皆様、自分と家族に対してありがとう、お疲れさまとお伝えください。ありがとうございました、お疲れさまでした。（拍手）

○中野一則議長 次は、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手） 公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。通告に従いまして質問をいたします。

NHKで昨年、「貧困の連鎖を絶て！西成高校の挑戦」という番組が放送されました。舞台は大阪府立西成高校。

学校がある大阪市西成区は貧しい家庭が多い地域で、親から子へと続く「貧困の連鎖」が問題になっていました。

番組に登場する山田勝治先生が教頭として赴

任した2006年当時、西成高校では、生徒の非行や問題行動が日常的になっており、先生が注意をしても生徒は完全無視を決め込んで、授業の体裁を取ることすら困難な、荒れに荒れた状態にありました。

「子供たちを救うためにはどうしたらいいのか」、学校立て直しのためのプロジェクトチームが発足しました。先生たちはまず、学校を休みがちな生徒の家を一軒ずつ訪問するところから始めます。

年間訪問件数600件、地道な家庭訪問の中で実情が見えてきました。生徒の親の多くは、非正規労働者やシングルマザーであること。生活の苦しさから親が逃げ出して、育児放棄されてしまっていたり、親の代わりに子供が全ての家事をしていることも少なくないこと。そんな環境の中で、子供たちは夢を失い、学校の授業なんて聞いても無駄だと考えるようになってしまったことなど、今深刻化している子供の貧困の問題が、西成高校でいち早く顕在化した状態にありました。

想像を超えた厳しい現実を目の当たりにしながら、それでも先生たちは子供に向き合っていきます。「よりどころのない子供たちにとって、私たちが最後のとりで、ここで負けたら終わってしまう」と、当時の心境を山田先生は振り返ります。

何度も話を重ねる中で、必要なのは、子供たち自身に貧困状態を理解させ、貧困から抜け出すすべを具体的に教えていくしかないことに、先生たちの思いが至ります。

西成高校の学校改革の切り札として、従来の教育課程から一步踏み込んだ「反貧困学習」の授業が始まりました。

授業では、実際に卒業生が体験した不当解雇

の事例などを挙げ、貧困家庭の子供が陥りやすい問題への対処の仕方を、法律や社会制度の仕組みを通して教えます。貧困の現実と向き合うことで、そこから抜け出す力を育むことが狙いです。

また、生徒自身の可能性を切り開く意欲を引き出すために、将来就きたい仕事、築きたい家庭を思い描かせ、そのために何をすればいいのか、一年ごとの計画を立てさせる「人生の設計図」をつくる取組も行われます。「幸せに生きるためにはどうするか」、生徒に考えさせるのです。この「反貧困学習」によって、次第に生徒たちの意識が変わっていきました。

さらに、生徒の生活支援にも先生は寄り添います。経済的な事情で通学が困難な生徒を連れて生活保護の申請に役所へ出かけ、朝起きられなければ、毎朝起こしにその生徒のところへ通ったという一人の先生は、「自分で生きる力をつける、そのための高校生活です」と、きっぱりと言い切ります。

西成高校では、就職支援においても異例の取組がなされました。その年の就職希望者「内定100%」を目標に掲げ、教員総出で地域の企業330社へ求人開拓に、安心して働ける職場環境かどうか確認しながら生徒を売り込みに歩きました。

番組では、先生と一緒に会社訪問をする一人の女子生徒の当時の様子を映し出します。17歳で出産し、シングルマザーになった彼女は、就職を諦めかけていましたが、先生に連れられていろいろな会社を訪問し、そこで働く人たちから話を聞くうちに、「もしかしたら私が活躍できる場所があるかもしれない」と考えるようになります。

働く母親をサポートする様々な施設にも足を

運び、教え子の就職した後のことにまで気を配る先生の姿に、彼女はいつしか「絶対に先生に内定の報告をしたいと思うようになりました」と、当時を振り返ります。

西成高校は、こうした取組により、目標の就職希望者全員が内定を決め、その後10年連続で就職内定率100%を達成。かつての極めて厳しい教育困難校から、学校満足度アンケートで9割の生徒が「この学校に来てよかった」と答える「希望の学校」へと生まれ変わりました。

この「西成高校の挑戦」には、放送直後から大変大きな反響があったようであります。「子供の貧困」や「貧困の連鎖」という本来学校教育の範疇に収まらない深刻な社会問題に手をつけ、一つの解決の道を示してみせていることに、私も大変感銘を受けた次第です。

このコロナ禍が、子供のいる家庭の経済に大変大きな打撃を与えていることは、本県の生活福祉資金特例貸付けの申請状況などを見ても明らかであります。平成28年の調査で、「子供の7人に1人が貧困」という、子供の貧困状態がますます深刻になっているのではないかと、危惧をしています。

本県の子供の貧困の現状についてどのように御認識か、知事にお伺いします。

次に、本県の学校において、子供の貧困状態をどのように把握し、どう対応されているのか、現状を教育長にお伺いします。

県民の暮らしに寄り添うためには、その前提として、県民の生活の実態をできるだけ早く、正確に把握しておく必要があります。

子供の貧困の問題においても、コロナ禍の影響は大変大きいと見込まれますので、県で把握できる最新のデータに基づいた対策の実施を要望します。これについて、福祉保健部長に御見

解をお伺いします。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。子供の貧困に対する認識についてであります。

令和2年度に内閣府が全国で実施した「子供の生活状況調査」におきましては、収入の水準が低い世帯や、ひとり親世帯では、新型コロナウイルスの影響を受け、生活状況がさらに厳しくなっている可能性があるかと、分析が行われているところであります。

都道府県別の分析は行われておりませんが、本県におきましても、同様な状況にあるものと考えております。

このような中、県では、子どもの貧困対策推進計画を策定し、子供への教育の支援や保護者への支援などの対策を実施しております。コロナ禍の中で、特に保護者に対する経済的支援や就労支援が重要であることから、低所得の子育て世帯への特別給付金の支給や、生活福祉資金の特例貸付けを行うとともに、新たに生活困窮者の相談窓口を拡充し、就労等の支援の充実に取り組んでいるところであります。

今後とも、貧困の連鎖を断ち切るため、市町村や関係団体等と一層の連携を図りながら、子供の貧困対策を推進してまいります。以上であります。 [降壇]

○福祉保健部長(重黒木 清君) [登壇] お答えします。最新のデータに基づく子供の貧困対策についてであります。

本県の子どもの貧困対策推進計画では、子供の貧困状況を把握し、計画の実効性を担保するために、生活保護世帯の子供の高校や大学への進学率など24の指標を設置するとともに、これ

らの指標に基づき、毎年度、施策の効果を評価・検証しながら、関係部局と連携して、必要な対策を推進しているところであります。

コロナ禍におきましても、これらの指標の動向を注視しながら、住民税非課税世帯に対する給付金の支給や子供の学習・生活支援などに取り組んでいるところであり、来年度につきましても、今議会で、就労による自立に取り組むひとり親世帯への住宅家賃の無利子貸付事業をお願いしているところであります。

引き続き、計画に掲げる最新の指標の動きを見極めながら、コロナ禍における子供の貧困対策にしっかりと取り組んでまいります。〔降壇〕

○教育長（黒木淳一郎君）〔登壇〕 お答えします。学校の対応についてであります。

子供の貧困の状況は様々でありますことから、各学校では、児童生徒の小さなサインを見逃さないよう、日頃から、きめ細かな観察を行っております。

さらに、気になる子供に対しましては、面談や早期の家庭訪問を行うなど、子供を取り巻く環境の把握に努めております。

その後の対応や課題解決に当たりますは、子供に寄り添いながら、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、関係機関と連携した取組を行っているところであります。

今後とも、学校教育におきましては、全ての子供たちが、家庭環境に左右されることなく学びが継続するよう、きめ細かな対応に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員 令和2年に策定されました「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」におきましては、子供の貧困の現状を分析するため、御答弁にありましたように、一般世帯と生活保護世帯の子供の進学率の比較が用いられて

いますが、生活保護を受けていない一般世帯の中にも、生活に困窮し、進学しない、できない子供や家庭が、現実には相当数いるものと思われれます。

できる限り、住民税非課税世帯や、特に就学援助の認定を受けている世帯の状況にまで配慮した、実態の把握と対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

御紹介しました「西成高校の挑戦」は、子供の貧困を、支援だけでなく、どう教育・指導していくかという視点で取り組み、子供たちを立派に育てようと正面から向き合っているところに、見る者が共感し、心を打つのだろうと私は思います。

「貧乏」と「貧困」は違います。「貧乏」は、純粋にお金がない状態で、そのための支援が必要です。「貧困」は、貧乏状態から抜け出す気持ちも、すべもなくしている状態です。誰かが導いてあげなければ、自分ではそこから抜け出せなくなってしまっています。それが親から子へ、またその子から子へと世襲されています。

子供の貧困問題の根本的な解決のために、子供に将来を思い描かせ、生きるために必要な知恵や知識を教えていく。そこには大変な労力を伴う場合もあるかもしれませんが、スクールソーシャルワーカーの役割とは違う、学校の先生方に託すしかない大変重要な仕事ではないかと考えます。

一方で、教員数の不足や働き方改革の課題もあり、教育委員会も大変苦慮されているものと察しますが、これからもずっと、子供本位の教育が見失われないよう、一層の取組と現場への御配慮を改めてお願いいたします。

この4月から、高校では金融教育の充実が図

られるようでありますが、子供の進路形成による影響が与えられることを大変期待しております。取組について教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高等学校におきましては、全ての生徒が、家庭科の消費生活の分野におきまして、生活における経済の計画や、消費行動の在り方について学習をしております。

具体的には、収支のバランスの重要性とともに、事故や病気、失業などに対応するリスク管理等についても学び、生涯を見通した生活設計を考えることを通して、将来、経済的に自立した生活を送ることができる生徒の育成に取り組んでおります。

このほか、専門的な内容を学習するために、消費生活センターの出前講座や、生命保険会社等によるライフプランニングに関する講座等、関係機関と連携した取組も実施しているところであります。

○坂本康郎議員 次に、感染第6波への県の対応について質問いたします。

変異ウイルス「オミクロン株」について、感染が始まった当初は、「感染力は強いものの重症化はしにくい」とか、「感染が急激に拡大した後は、急激に下がっていく」などの観測もありましたが、2月以降は、死亡者も重症者も、第5波のデルタ株の感染拡大の時期を上回り、毎日発表される感染者の数も、依然一定の下げ止まりの状態、いまだ予断を許さない状況が続いています。

県内におけるオミクロン株感染の急拡大に対して、県は1月13日に感染拡大緊急警報を発令し、その後、本県へのまん延防止等重点措置の適用に伴い、19日に都城市と三股町を、21日に宮崎市と延岡市、25日には全市町村を対象に重

点措置の区域指定がなされました。

他県と比較して早め早めの対応や、特に飲食店における酒類の提供の終日停止については、「東京や福岡でもやっていないのに」「厳し過ぎるのではないか」との声も聞かれましたが、その後の感染状況や連日お亡くなりになる方が続いている状況を考えると、今回の県の対応もやむを得ないものと理解をしています。

いまだ感染の収束が見通せない中で、一方では経済活動との両立も図っていかねばならず、大変難しい判断が続くわけですが、その判断に当たり、第6波において、知事はどのようなお考えで県独自の強めの対策を決断されたのか、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では、第5波の検証に基づきまして、ワクチン接種や飲食店の認証制度が進んだことを踏まえ、医療の逼迫が生じない水準に感染を抑えつつ、日常生活と社会経済活動の維持を図っていくことを基本方針としていたところであります。

しかしながら、今回の第6波では、感染力の極めて強いオミクロン株によりまして、すさまじい勢いで感染者が急増しております。また、免疫をすり抜ける力も強いと言われておりまして、ワクチンを2回接種しても感染する、「ブレイクスルー感染」も多く発生したところであります。

このため、九州でも唯一の医師少数県であるなど、医療提供体制が脆弱な本県におきましては、最大限の感染防止対策を早めに講じることが必要と判断いたしまして、国が定めたワクチン・検査パッケージによる行動制限の緩和を見送るとともに、認証店も含め、飲食店等に対しまして、一律に酒類提供の停止を求めるなど、強い対策を打ってきたところであります。

私は、感染症対策で重要なことは、これまでに積み上げてきた知見を踏まえつつ、ウイルスの特性や新たな治療法などの対策の進展に応じまして、臨機応変かつ迅速に対応していくことだと考えております。

今後とも、本県の実情を踏まえ、その時々々の感染状況に応じまして、適時的確に必要な対策を講じてまいります。

○坂本康郎議員 第6波の感染拡大に伴い、県内でも、小中学校の臨時休校や幼稚園・保育園の休園が相次いでいます。子供への影響はもちろんです。保護者への影響も懸念されます。感染拡大による臨時休校などで仕事を休まざるを得ない保護者を支援する「小学校休業等対応助成金」について、申請状況と活用を促進するための県の取組を、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 国によりますと、全国の令和3年8月1日以降の休暇に係る助成金の申請状況は、2月10日現在で、申請件数は約1万3,700件、そのうち支給決定件数は約9,900件で、支給決定額は約9億8,000万円となっておりますが、都道府県ごとの申請状況等につきましては、現段階では公表されておられません。

本助成金の活用促進を図るため、国では、労働者向けの特別相談窓口を設置しており、県におきましても、制度に関する情報を小学校や保育所等の保護者に届けるため、市町村等を通じて周知を図りますとともに、専門家による相談対応や、県のホームページなどでも紹介を行っているところでございます。

県といたしましては、今後とも、労働局等の関係機関とも連携しながら、制度の一層の周知に努めてまいります。

○坂本康郎議員 御答弁にありました全国の申請件数から推測しますと、県内でもあまり活用されていないように思われます。

先日、常任委員会でも話題になりましたが、支援を必要としている人に支援が行き届いていないことがまだ見受けられるため、依然として、情報提供や周知の方法が課題のようであります。

ここで取り上げました「小学校休業等対応助成金」などは、休校や休園を知らせる際に、お知らせのプリントとセットにして保護者に届けるなど、少しの工夫でその効果が見込まれると思います。部局間で情報の整理をして、今後の感染拡大の際に影響が想定される対象については、あらかじめ用意しておくなど、市町村との連携も含めて、対策に努めていただきますようお願いいたします。

次に、感染拡大による今年度の修学旅行への影響について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむなく今年度中の修学旅行の実施を中止した学校が、県立学校では14校、中学校では24校となっております。なお、中止した多くの学校では、次年度での実施を計画しております。

一方、小学校につきましては、現時点で中止した学校はございません。

また、実施した学校におきましても、感染状況を踏まえ、感染症対策を確実に実施するとともに、日程の短縮や、より安全な行き先にするなど、十分配慮をしながら実施しているところであります。

○坂本康郎議員 この第6波の影響で、計画されていた修学旅行が、出発の数日前に急遽中止せざるを得なくなった県立高校もありました。

旅行の中止に伴うキャンセル料の負担について、学校と保護者の間で少し混乱が生じていたようではありますが、修学旅行の中止または延期に伴うキャンセル料の取扱いについて、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高等学校及び中等教育学校におきましては、第6波の影響で中止及び延期となり、キャンセル料等が発生した学校が15校ございます。

県教育委員会といたしましては、オミクロン株の急激な拡大による判断であることから、保護者の負担を軽減するため、修学旅行のキャンセル料等支援事業に係る補正予算を、今議会にお願いしたところであります。

○坂本康郎議員 各市町村におきましても、修学旅行のキャンセル料につきましては、各自治体の判断で、地方創生臨時交付金の活用が可能となっていますので、保護者の負担軽減のために、市町村の教育委員会への周知確認をぜひお願いいたします。

引き続き、教育長に質問いたします。

県立高校における中途退学者数の現状をお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 本県の県立高等学校における中途退学者数は、平成30年度332人、令和元年度203人、令和2年度204人となっております。

令和2年度の中途退学者数につきまして、全国の状況と比較しますと、生徒1,000人当たりの数値になりますが、全国は10.6人、本県は9.4人となっております。

○坂本康郎議員 2年前になりますが、令和元年度の2月議会で、県立高校の特別指導の在り方について質問いたしました。

今御答弁をいただきました中途退学者の中に

は、本人の意思で進路変更をしたり、中には健康上の問題で学校を辞めざるを得なかった場合も含まれるものと察しますが、2年前に私が取り上げましたのは、当事者である生徒及びその保護者が納得しないまま、半ば強制的と受け取られる形で自主退学した、させられたケースであります。

行き過ぎた指導行為のないよう、県でガイドラインの策定を行うなど、特別指導の在り方について見直しを求めました。その後の進捗状況を、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校で行われる特別指導とは、問題行動を起こした生徒が、自らの行動を反省し、将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるよう、特別に指導や支援を行う教育活動でありまして、校長の判断で実施しております。

県教育委員会では、前回の議員からの御指摘などを踏まえ、特別指導に関する基本的な考え方や指導の手順などを示した「特別指導の在り方」を作成し、県立学校の校長会に対し、適切に対応するよう指導を行ったところであります。

今後も、学校からの個別の相談に丁寧に対応するなどして、当該生徒の学校生活の充実につながるよう、支援に努めてまいります。

○坂本康郎議員 この4月から改正少年法が施行されます。ここで詳しくは触れませんが、高校の生徒指導の在り方も含め、私たち大人の子供たちへの関わり方が、今まで以上に問われることになるのではないかと思います。

生徒自身の意思を尊重して、できる限り、一人も漏れなく学校を続けていかせる方向で、指導に努めていただきますよう要望いたします。

次に、2027年の国スポ・障スポに向けた県総

合運動公園の整備計画について、計画の内容を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 県総合運動公園が国民スポーツ大会の会場として予定されております競技は、テニス、ラグビー、自転車、空手の4競技、また、障がい者スポーツ大会では、フライングディスクの1競技でありまして、このうちテニス、ラグビー、自転車の3つの競技会場につきまして、改修等を行うこととしております。

具体的な工事内容としましては、庭球場は、耐用年数が到来するコート面の更新、ラグビー場は、老朽化している得点板の更新、自転車競技場は、競技施設基準に沿った施設の改修等を予定しているところであります。

○坂本康郎議員 同じく、国スポ・障スポに向けて整備される陸上競技場やプール、体育館の主要3施設では、その整備に当たっての基本的な考え方として、未来みやざき創造プランにうたう、「スポーツの聖地としてのスポーツランドみやざきの構築」や、県観光振興計画にある「全県的なスポーツキャンプ・合宿受入れ体制の整備」など、上位関連計画との整合性や、スポーツランドみやざきの全県展開に向けた拠点づくりが示されています。

県総合運動公園内の国スポ・障スポで使用されるスポーツ施設においても、将来性について同様の考え方で整備されるのでしょうか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（松浦直康君） 御質問のように、陸上競技場、体育館、プールの主要3施設につきましては、本大会後も、生涯スポーツの振興や大会・合宿の誘致など、スポーツランドみやざきの全県展開に向けた新たな拠点として利活用が図られるよう、整備を進めているとこ

ろであります。

そして、県総合運動公園は、スポーツランドみやざきの中核としての役割を担うものであり、施設等の改修に当たりましては、引き続き、その役割を十分発揮できるよう検討を進めてまいります。

○坂本康郎議員 昨年12月に、日本テニス協会と宮崎県テニス協会から県に対して、総合運動公園内の庭球場を現在の砂入り人工芝の仕様からハード仕様のコートへ整備を求める要望書が提出されています。せっかく整備するのであればこうしてもらいたいという、専門家からの貴重な御意見であります。

私も後日、県テニス協会の秋田義久会長にお会いして、お話をお伺いしました。現状の砂入り人工芝のコートは、国内では普及しているものの、世界基準では既にガラパゴスと化してしまっていること。競技力の向上と、世界で活躍できる有望な選手の育成に、ハードコートが絶対不可欠であること。障がい者の車椅子テニスにおいても、ハードコートのほうが望ましいこと。これが実現すれば、全24面のハードコートを備える国内でも有数のテニス競技場となり、国際大会まで視野に入れた大きな大会や合宿の誘致が見込めることなど、「スポーツの聖地としてのスポーツランドみやざき」を掲げる本県にとっては、大変具体性のある希望の持てる提案ではないかと受け止めました。

ちなみに、伊達公子日本テニス協会理事から御提案があった屋根の設置については、メインで使われる4面ないし6面のコートがカバーできればよいとのこととあります。

県の決断が待たれるわけですが、要望書提出の際に同席された日隈副知事に、今後の見通しなど御見解をお伺いします。

○副知事(日隈俊郎君) 国民スポーツ大会に向けた県総合運動公園庭球場のコート改修に当たりましては、テニス競技の少年の部において、ハードコートが推奨されていることを念頭に置きながら、また、大会後の利活用にも十分に配慮しなければならないと考えておりまして、私自身、競技団体との協議をはじめ、現地に足を運ぶなどして、様々な角度から検討しているところであります。

なお、ハードコートとした場合は、大会後も県内トップ選手の育成など、本県の競技力向上に寄与できるとともに、全国レベルの大会や合宿誘致にもつなげられるのではないかと考えております。

日本テニス協会からも、ハードコートの整備がなされた場合には、日本代表チームの合宿や、全国規模の大会の開催について検討したいとお話もいただいているところであります。

今後、県全体のテニスコートの状況や、整備に伴うコストなどを総合的に検討した上で、さらに関係団体や市町村などとも調整しながら、整備の方向を定めてまいりたいと考えております。

○坂本康郎議員 次に、本県の津波対策について質問いたします。

最大震度7と想定される南海トラフ巨大地震において、最大17メートルの高さの津波が、最短到達時間14分で本県を襲うことが予想されています。

津波からの避難について、県の計画では、周辺に高層ビルや高台など逃げる場所がない地域には、津波避難タワーの整備などの対策を取ることによって、津波避難困難地域の解消を図っていくとしていますが、現在、県内の津波避難困難地域は解消されているのかどうか、現状と取組を

危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監(小田光男君) 県では、津波避難場所の確保のため、「新・宮崎県地震減災計画」によりまして、沿岸市町が、民間ビルや公共施設、高台等を避難場所に指定することを促進しております。

特に、津波浸水想定区域内にあり、避難場所が確保できない津波避難困難地域については、避難タワーや盛土高台などの津波避難施設を、県や沿岸市町が整備しておりまして、県内で現在計画している26基が今年度中に完成する予定であります。

今後は、県の総合防災訓練や市町が実施する避難訓練の中で、当該施設を利用した避難経路の確認等を行うことにより、その有効性を検証してまいります。

○坂本康郎議員 このコロナ禍で、避難訓練や意識啓発のための防災イベントが影響を受けているものと思われます。私どもも昨年、公明党の防災フォーラムを宮崎市内で予定していましたが、感染拡大により、2度にわたって開催の中止を余儀なくされました。

南海トラフ巨大地震で想定される被害の規模について、県は令和元年の想定で、人的被害(死者数)1万5,000人、建物被害(全壊棟数)8万棟と発表しています。

この大規模な被害想定に対して、県は、減災対策を取ることで、その減災効果によって1万5,000人の死者数を限りなくゼロにしていくという計画を立てていますが、建物の耐震化率の向上を除けば、主な減災対策には、早期避難率の向上や避難場所の確保、避難訓練の実施などが挙げられており、県民の防災意識の向上と迅速な避難行動があつて、初めて死者数がゼロに近づくという計算が成り立つ計画になっていま

す。

コロナ禍の影響で、防災の意識啓発や避難訓練が十分になされないまま被災した場合に、死者数は反対に、限りなく1万5,000人に近づいているのではないかという危機感を持ちます。

コロナ禍における啓発イベントや避難訓練等の実施状況と県の取組について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（小田光男君） 住民が避難の重要性を理解し行動するためには、啓発イベントを通して災害を考える機会を持ったり、避難訓練等を通じて自ら体験し、住民同士で確認することは大変重要であると考えております。

本年度、県及び市町村が予定していたイベントや避難訓練の実施状況は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、5割弱となっております。

一方で、11月に県全体で実施いたしましたシェイクアウト訓練では、例年と変わらない7万人以上の参加者があり、一定の成果が得られたものもあります。

今後もコロナが収束するまで、人が集まるイベント等は影響を受けると思いますが、感染状況のタイミングを見ながら、十分な感染対策を取り、可能な限り実施してまいります。

○坂本康郎議員 コロナ禍の影響による県民の防災意識の低下や、避難行動の機能の低下など、マイナスの要素をよく検証していただき、被災死者数を限りなくゼロに近づけるための対策について、減災効果に加えて、いま一度、ハード面の対策についても、津波を防御するための海岸保全施設や港湾・漁港施設などの整備計画が今のままでよいのか、この機会によく検討していただきますよう要望いたします。

1月15日に南太平洋トンガ沖で発生した海底

火山の大規模噴火の影響で、16日未明に、本県沿岸部全域に津波注意報が発令されました。

同日、津波警報が出された鹿児島県奄美市では、真夜中の避難指示の発令に、住民の多くが一斉に車での避難を始めたため、市内では大渋滞が発生する事態になりました。

後日、地元奄美市の市議会議員に当日の状況を伺いましたが、「避難する車同士の事故が発生し、さらに渋滞が重なった」「あのまま津波に襲われていたら大変なことになっていた」と、大変混乱した様子を振り返っておられました。

津波避難時の自動車使用について、本県では「津波から避難する4つのポイント」の中で、「避難の際には車は使わない」と呼びかけていますが、車を使わないと避難できない高齢者など災害弱者のことも配慮しなければならず、「原則として、車で避難するのはやめましょう」という記載もあります。

この「原則として」の許容範囲が曖昧なため、人によって「原則として車は使えないが、今日は真冬だから」とか「真夜中だから」「避難が長時間になるかもしれないから」など、様々な受け止め方になるように思います。

今回の奄美市の事例も踏まえ、「車は使わない」という大原則の上で、避難時にどうしても車が必要な避難行動要支援者の家庭など、避難時にも稼働できる車両には、事前に通行証を発行するなどして、使ってもいい車と、使ってはいけない車を明確に色分けしておくことが必要ではないでしょうか。

地域防災計画にも反映させて、避難時に使える車両が地域でも認識されるよう意識づけをするなど、対策が急務ではないかと考えますが、危機管理統括監に御見解をお伺いします。

○危機管理統括監（小田光男君） 津波の際は、一刻も早く高い場所への避難が必要であるため、市町村では、なるべく居住地に近く、かつ、想定津波高より高い場所を避難場所としております。

県としましては、避難場所までの自動車利用は、道路の破損や渋滞により時間を要することが想定されることから、徒歩による避難を原則としております。

しかしながら、心身の状況等により、自動車での移動が必要な方もおられることから、これらの方については、自動車避難のリスクを十分理解した上で、事前に避難経路等を確認しておく必要があります。

このため、津波被害の想定地域におきましては、避難計画の作成や訓練を通じ、例えば自動車を利用する際のルールなど、全ての住民が安全に避難できる方法を共有しておくことが重要であると考えております。

○坂本康郎議員 次に、杉の花粉について質問いたします。

日本気象協会の発表によりますと、今年の九州地方の杉花粉の飛散のピークは2月下旬、宮崎は昨シーズンより少なめとの予想であります。花粉症の人には大変過ごしづらい時期に既に入っているものと想像します。

最近、「花粉症回避ツアー」という旅行のジャンルが存在することを知りました。予約サイトを見てみますと、避暑地ならぬ「避粉地」として、杉やヒノキが植生していない沖縄県や北海道、標高が高く花粉の飛散が少ないとされる群馬県草津温泉などが人気を集めているようであります。

寒がりの人に聞くと、好きこのんでわざわざ寒い北海道や東北に住む気にはならないそうで

す。2人に1人とも言われる花粉症の症状を持つ人が、旅行先や移住先に杉やヒノキの多いところを避ける傾向があるとすれば、杉の生産量全国1位を誇る本県にとっては、まんざら無視できない問題であります。

本県における、花粉が少ない少花粉杉や低花粉杉の生産の取組を、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（河野譲二君） 社会的・経済的に大きな影響を与えている杉の花粉症に対し、花粉の発生を抑制する上で、花粉の少ない杉苗木の生産を拡大していくことは大変重要であると考えております。

現在、本県の杉苗木の大半は、花粉量が一般的な杉に比べ、おおむね20%以下の少花粉杉や低花粉杉となるオビスギ系統の品種であることから、県では、これらの品種を推奨しており、苗木生産者に対し、生産拡大を図るための技術研修会を開催するとともに、生産施設の整備や採穂園の造成、挿し木用の穂木の確保、新規生産者による試験的生産の取組を支援しているところであります。

今後とも、花粉の少ない杉苗木の安定供給を行うことにより、花粉の発生抑制に努めてまいります。

○坂本康郎議員 御答弁いただきました県の杉花粉を減らす取組が、一般的にはあまり知られていないように思います。

仮に杉花粉が理由で、知らないところで本県の魅力が半減している、2人に1人が宮崎を避けているかもしれないとしたら大変残念な話でありますので、花粉が少ない飢肥杉の特徴や、低花粉杉、少花粉杉の生産の取組について、もっと広報に努めていただくとともに、観光誘客や移住・U I J ターンに関わる花粉症や杉花

粉の影響の有無を、関係部局でも一度検証していただくことを提案いたします。

次に、介護職員の処遇改善について質問いたします。

今年10月以降の介護職員の処遇改善に係る措置として、臨時の報酬改定が行われることになり、それに先立って、2月から9月までの間は「介護職員処遇改善支援補助金」が支給されることになりました。

この措置により、「収入を3%程度、月額平均9,000円相当引き上げられる」としてはいますが、実質的にはどの程度の賃金の引上げになるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 御質問の補助金は、介護職員の処遇改善を図るものであり、介護人材の確保にとって重要な取組と考えております。

今後、今年2月から9月を対象期間といたしまして、介護職員の賃金引上げを行う事業所に補助金を交付することにしており、賃金引上げに充てる経費として、標準的な職員配置の事業所で、介護職員1人当たり月額9,000円程度が補助されますが、事業所の判断によりまして、生活相談員などの介護職員以外の職員の賃金引上げに補助金を充てる、柔軟な運用も認められているところでございます。

このため、介護職員の賃金引上げ幅は事業所によって異なってくると思われませんが、県といたしましては、引き続き、本補助金の周知を図るとともに、介護職員の処遇改善が適切に図られますよう、事業所への指導・助言を行ってまいります。

○坂本康郎議員 宮崎市内の介護事業所に勤める方に話を伺いますと、今御答弁にありましたように、事業所に勤務する生活相談員や事務職

員、調理をする人、送迎の車を運転する人など、補助の対象にならないほかの職員にも配慮しなければならないため、実質的に月額2,000円程度の賃上げにしかならない事業所もあるようです。

一方で、事業所ごとに対応が異なることを抜きにして、「介護職員1人9,000円の処遇改善」という言葉だけが独り歩きをしている面があるため、人によっては過度の期待や、逆にがっかりなど、ともすれば職場の和を乱すことになりかねないと、現場では困惑している声が聞かれました。

介護職員の処遇改善について、対象職種の拡大が望まれますが、介護現場で混乱のないよう、県からも、より丁寧な情報提供、情報発信に努めていただきますようお願いいたします。

次に、認知症などで判断力が不十分な人の財産管理を弁護士などが代行できる成年後見人の制度について、質問いたします。

本県の高齢者のうち、認知症を患っている人がどのくらいいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 平成27年に国が公表した認知症有病率に基づいて推計しますと、令和2年10月末時点におきまして、本県の認知症の高齢者数は約6万人とされております。

また、令和7年には、高齢者数の増加と有病率の上昇に伴いまして、約7万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれております。

○坂本康郎議員 次に、本県の成年後見制度の利用者数をお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県における成年後見制度の利用者は、年々増加してお

り、平成28年には2,083人でしたが、令和3年には2,755人となっております。

今後、認知症の方に加え、独り暮らしの高齢者が増加すると見込まれ、成年後見制度の利用者もさらに増えることが予想されております。

○坂本康郎議員 それでは、県内で成年後見人を引き受けることが可能な、弁護士などの専門職がどのくらいいるのかお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内で成年後見の受任実績がある専門職の団体に調査しましたところ、令和3年4月1日現在で、弁護士77人、司法書士61人、社会福祉士146人、行政書士などその他の専門職24人の合計308人が、成年後見を受任可能との回答をいただいております。

このうち、約半数が宮崎市に集中する一方で、1人もいない市町村が8町村あるなど、地域に偏在する状況となっております。

○坂本康郎議員 一般的に、この制度自体がまだよく知られていないという側面がありますが、県内で6万人いる認知症の高齢者数から考えますと、今後、利用者の増加が見込まれ、ますます制度の果たす役割が大きくなっていくものと思われま。

新年度の国の利用促進基本計画には、過疎地の市町村などで後見人や相談業務に携わる人材の確保に、都道府県が当たることが明記されますが、人材確保に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 近年、家族形態の多様化や財産管理の困難さなどを理由に親族後見が減少する一方で、専門職後見が増加しておりますが、専門職は、その数や地域偏在の問題があり、今後見込まれる成年後見制度の利用者の増加に対応するためには、親族や専門

職以外の担い手の確保が重要でございます。

このようなことから、県としましては、新たな後見の担い手として、市町村社会福祉協議会などの法人が受任できる体制の整備を積極的に推進しております。

具体的には、市町村社会福祉協議会等の職員を対象とした、後見業務に関する研修を開催するとともに、職員の指導を受けながら、金銭管理や見守り等の実務を行う支援員を養成しているところであります。

今後とも、どの地域におきましても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳ある自分らしい生活を継続することができる体制の整備に取り組んでまいります。

○坂本康郎議員 以上で、用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。（拍手）

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分再開

○濱砂 守副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。私は、自由民主党、児湯郡選出の山下寿でございます。

やはり、この壇上に立ちますと、いつも緊張します。皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様へ心より

お悔やみを申し上げます。

また日々、医療の最前線でコロナの治療に当たっていただいている医療関係者の皆様と、各市町村等でワクチン接種の業務に尽力していただいている関係者の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

さて、早いもので、令和4年の年が明けて、今日で2か月が経過いたしました。正月が過ぎ、立春も過ぎ、ようやく春が来るかなと思っていたのですが、なかなか春らしくなりません。それもそのはずです。新型コロナウイルス感染症が中国で確認されてから、既に2年の月日が過ぎ去ったのにもかかわらず、まだ収まる気配が感じられないからであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、いろいろな行事が中止になり、県外への往来自粛を強いられ、仕事や会議も制約を受け、日本経済は大打撃を受けております。

このような状況の中で行われた北京オリンピック。日本選手団は過去最多のメダルを獲得するなど大変活躍をしてくれましたが、無観客では、いま一つ盛り上がりには欠けたのではないのでしょうか。選手たちがかわいそうでたまりません。

それでは、通告に従いまして、まずは、先ほど触れましたが、これだけはどうしても避けて通ることができない、新型コロナウイルス感染症についてであります。

昨年の秋頃には第5波が収束し、コロナが収まってくれるのではと期待しましたが、昨年11月に南アフリカで初めて確認された変異株オミクロンが世界中に広がりました。

日本でも沖縄、広島、神奈川など、いわゆる米軍由来と言われるオミクロン株の感染が、あっという間に日本全国に広がり、現在もなお

その勢いが絶える気配がありません。

本県におきましては、今年1月18日、知事が国に対して、まん延防止等重点措置の適用を申請され、1月21日から適用されました。

その期間は2月13日までの予定でありましたが、2月8日にまん延防止等重点措置の適用期間の延長を国に申請し、3月6日までの延長が決定しました。

まん延防止等重点措置の適用を受け、県内全域において、飲食店の時短営業や酒類の終日提供停止の要請がなされております。

このように、知事も先手、先手で対策を取られておりますが、なかなか出口が見えない。オミクロン株は重症化率が低いと言われる一方、県内では、新型コロナウイルス感染症の影響によりお亡くなりになる方が日増しに増えているのも現実であります。

そこで、知事にお尋ねします。

2月8日にまん延防止等重点措置の適用期間の延長を国に申請されましたが、その判断に至った経緯と、知事の考え方について伺いたします。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県では、年明けの3連休以降の感染急拡大を受けて、1月21日から国のまん延防止等重点措置が適用されております。

重点措置区域につきまして、同日より宮崎市、都城市、延岡市及び三股町の4市町を指定し、25日より全市町村に拡大したところであります。

その後、先行して感染が拡大した都城・北諸県圏域や延岡・西臼杵圏域で新規感染者が減少

傾向となり、県全体でも前週の同じ曜日を下回る状況が続くなど、重点措置の一定の効果が見られたところでもあります。

しかしながら、最大の人口を有する宮崎・東諸県圏域で感染が高止まりし、依然としてクラスターも連日発生するなど、県全体としてピークアウトにまでは至らず、高齢者の入院増加や酸素投与が必要な患者の増加など、医療提供体制への負荷が増大する状況にありました。

このため私は、2月13日という重点措置の適用期限が迫る中で、今が第6波の感染を抑え込む重要な局面にあり、現在の強い対策を緩めるタイミングにはないと判断し、2月8日、国に対し、その延長を要請したものであります。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 この後の私たちの生活を大きく改善することが期待される、いわゆるゲームチェンジャーとなるのが、治療薬の開発であろうと考えます。

今年2月14日付の朝日新聞の報道によりますと、アメリカの製薬会社メルクは、軽症患者向けの飲み薬、モルヌピラビルの供給を前倒しするとのことでありました。

一方、2月20日のNHKの日曜討論番組で、新型コロナウイルス感染症の感染症法に基づく分類を、現在の結核などと同じ2類相当から、インフルエンザと同じ5類にする案が出ていました。インフルエンザは予防接種や経口薬など治療薬が整っていますが、新型コロナウイルス感染症は、治療薬が完全でない状況を踏まえ、専門家の先生は、「2類相当から5類への分類変更は慎重に行う必要がある」と述べていらっしゃいました。

そこで、福祉保健部長にお尋ねします。

現在日本で、新型コロナウイルス感染症の治

療薬として承認されている、中和抗体薬と経口治療薬の使用実態と効果についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 新型コロナウイルスの陽性患者のうち、心疾患、糖尿病、高血圧、肥満、高齢などの重症化リスクのある軽症等患者のための治療薬として、中和抗体薬と経口治療薬があります。

本県でのこれらの治療薬に係る使用実績につきましては、国の公表によりますと、1月31日現在で、中和抗体薬「ゼビュディ」の投与人数が208人、経口治療薬「ラゲブリオ」——これは、議員の御質問にありましたモルヌピラビルの商品名でございますけれども——の投与人数が46人となっております。

また、県が運営し、自宅・宿泊療養者等への中和抗体療法を実施する重症化予防センターにおきましては、1月28日から2月25日までの期間で、155名の方に対し中和抗体薬を投与しております。

これらの治療薬の効果につきましては、臨床試験のデータによりますと、患者の入院や死亡につながるリスクを、中和抗体薬「ゼビュディ」では約80%、経口治療薬「ラゲブリオ」では約30%減少させる効果があるとされております。

○山下 寿議員 今後、日本の製薬会社においても新型コロナウイルス感染症の治療薬が開発され、経口治療薬等の普及が進むと、新型コロナウイルス感染症への対応はどうなっていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 経口治療薬は、投与に人手や時間がかからず、自宅で服用できるメリットがありますことから、新型コロナウイルスの医療体制を大きく変える役割が期待されて

おり、医療提供体制が脆弱な本県におきましては、患者の重症化予防のほか、医療の負担軽減につながるものと考えております。

しかしながら、既に国内で承認されている経口治療薬につきましては、発症日から5日以内の投与や、同時に服用できない薬が多いなど、実際の処方にあたっての課題も見えてきておりますことから、現在、具体的な処方までの手順の見直しなどにつきまして、関係機関と協議を重ねながら進めております。

現在、承認申請をされている新たな経口治療薬は国内メーカー製であり、安定的な供給をはじめ期待も大きいことから、県といたしましては情報収集に努めるとともに、必要とする方への速やかな投与体制の構築に向け、取り組んでまいります。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

次に、交番・駐在所の統廃合について伺います。

私はこの問題について、昨年9月の定例会でも同じ質問をしました。なぜ同じ質問を繰り返すのか、同じ質問を繰り返すのには理由があるからです。その理由とは何か。それは、県民の安全・安心を等しく確保したい、地域によって格差があってはならないと考えているからであります。

事の発端は、昨年7月、私たち議員に対して、交番・駐在所の統廃合に関する説明が県警からなされたことから始まります。それを受けて私たちは、党派を超えて勉強会を立ち上げ、この問題に対する解決策を見いだしておりました。その流れで、昨年9月の定例会では、私は一般質問の中で、「交番・駐在所の廃止については、地域住民との意見交換を十分に行い、合意形成を図った上で、残すべきところは残し、

廃止すべきところは廃止すると、丁寧に進めてほしい」と、強く要望させていただいたところでもあります。

また、令和3年11月定例会一般質問において、佐藤議員の質問に対し、県警本部長は、「交番・駐在所の統廃合については、地域住民の方々へ丁寧かつ慎重な説明を行い、その理解を得た上で進めてまいりたい」と答弁されました。

ところが、今年1月21日付の宮日新聞で、「人口減少などを踏まえ14の交番・駐在所を廃止する」と報道されました。私は、この報道を見たとき、愕然としました。

実は、その前の日の1月20日に、文教警察企業常任委員会で私たちは、交番・駐在所の統廃合に関する質問や資料提出を県警に求めていたのです。ところが、この新聞で、まだ決まっていないことが、あたかも決まったかのように報道されたわけです。

この報道を受け、駐在所の廃止を予定されている地域住民の方々が、「河内駐在所存続を求める会」を立ち上げられました。

私は、「河内駐在所存続を求める会」の対策会議が開催されるとの情報を地元議員からもらって、コロナ対策を十分に行った上で、1月26日に、ほかの県議3名とともにオブザーバーとして会議に参加しました。その会議には、消防団やPTAなどいろいろな組織や団体の代表者20名がおられ、参加者全員が駐在所の廃止に反対でありました。

特に少子高齢化が進む中山間地域ほど、交番・駐在所は地域住民の安全・安心を確保する上で必要な存在であるということを痛感させられた会議でありました。報告によると、宮崎県内の治安情勢は、平成14年から比べると、刑法犯

認知件数は5分の1に減少したとされています。

つまり、この結果は、現体制が宮崎県の治安を維持するのに良好な体制であるということを証明しているようなものであります。なぜ良好な体制を崩してまで統廃合を進める必要があるのか、理解に苦しみます。

先ほどの「河内駐在所存続を求める会」は、1,067名の署名を添え、駐在所の廃止に反対する要望書を県警に提出されました。

そこで、警察本部長にお尋ねします。

令和3年11月定例会で警察本部長が答弁されたとおり、地域住民の方々へ慎重かつ丁寧な説明を行い、その理解を得た上で統廃合が行われるという認識で間違いありませんか、お尋ねします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 議員御指摘のとおり、令和4年2月10日、「河内駐在所存続を求める会」の代表の方々から、地域住民の方々の署名が添えられた要望書の提出を受け、私が受理いたしました。

私自身、その思いを重く受け止めたところであり、交番・駐在所の統廃合に当たっては、議員お尋ねのとおり、住民の方々に慎重かつ丁寧な説明を行い、その御理解を得た上で進めていく方針に、現在も変わりはありません。

また、今回行っている交番・駐在所の統廃合は、警察の治安維持機能を強化する上で必要不可欠な施策であると考えております。

今回、御要望をいただいた地域住民の方々に對しましては、統廃合の必要性や目的等につきまして、引き続き、慎重かつ丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 先ほどの1月21日付宮日新聞の報道によりますと、交番・駐在所の統廃合

は、「公安委員会の規則改正を経て正式に決定する」とされています。本当に不必要な駐在所なのかどうかの議論が十分に行われていないにもかかわらず、なぜ規則改正を急ぐ必要があるのか理解できません。

現在、宮崎県において治安が安定している地域から、警察官を配置転換しなければならないほど治安が悪化している地域があるのですか。宮崎県の治安は不安定なのですか。そもそも交番・駐在所の統廃合の背景にあるのが、交番襲撃事件の増加であったはずなのに、なぜ人口減少に論点がすり替わっているのですか。私は、これまでの県警からの答弁で、納得いくものが何一つありません。

そこで、公安委員長にお尋ねします。

そこまでして急ぐ規則改正について、どのような手続が取られるのかお伺いいたします。

○公安委員長（島津久友君） 公安委員会は、警察行政の政治的中立性の確保や、民主的管理を図るために設置されておりまして、ここでいう「管理」とは、警察事務の大綱方針を定めて、これにより事前事後の監督を行うこととなります。

規則の改正に当たりましては、警察本部から改正の趣旨・目的等の説明を受けた上で、その趣旨等が、公安委員会で定めた大綱方針と乖離するものではなく、また政治的中立性の確保が保たれていれば、公安委員会の議決をもって改正することとなります。

今回の統廃合につきましては、公安委員会といたしましても、治安情勢が変化する中、警察が有する治安維持体制を強化するためには、必要不可欠な施策であると認識しておりまして、関係する規則の改正に当たりましては、適切に行ってまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 今も、「治安維持体制を強化するために必要不可欠」と答弁されたわけですが、治安が悪くなっているのであれば話は分かります。でも、治安はよくなっているのだから、治安維持体制を強化する必要がどこにあるのですか。論理的に破綻していますよ。

時間がないので次に移ります。

次に、ふるさと納税の対象になる地方団体の取消しについてお伺いします。

総務省は、今年1月14日、ふるさと納税の返礼品をめぐる問題で、「1月18日付で都農町の対象自治体の指定を取り消す」と発表しました。

都農町は、過去5年間で360億円を上回るふるさと納税を受けており、全国上位の自治体でありました。

都農町とすれば、毎年当初予算ほどと同額の寄附が寄せられていたのですから、それがなくなることは大変なことだと思います。

また、その恩恵を受けていた町民と返礼品事業者の方々の思いや、じくじたるものがあると思います。

小中学校の給食費無償や、中学校までの医療費無料化など、近隣町村ではできない住民サービスに影響が出ないか、大変心配になります。

今回、この事案が公になったことは、都農町民にとっては大変なことでもあります。県も、市町村を助言する立場である手前、他人事として聞き流していい話ではないと思います。

今回都農町は、返礼基準額を大幅に超過した返礼品を送付していたわけではありますが、その事実は、どこかの時点で誰かが知っていたはずですよ。

この事実を知っていたのはどこの誰なのか、この事実がどのような形で公になったのか、こ

のような事態になる前に是正することはできなかったのか、児湯郡選出の議員として自問自答を繰り返す日々であります。

そこで、総務部長にお尋ねします。

この事案の発覚に至った経緯についてお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 当該事案につきましては、昨年11月に都農町から、一部の返礼品に大量の寄附の申込みがあり、当該返礼品の提供を行うことができなくなったため、代替品を送付することとした旨の申出があったところがあります。

この中で、当該代替品の調達価格が寄附額の3割を超えているとの説明があったことから、地方税法で定める返礼割合3割以下基準に抵触するおそれがあるため、県としては、都農町に詳細な報告を求めるとともに、総務省と連携して、事実関係の把握を進めたところです。

○山下 寿議員 どこかで気づくことはできなかったのですかね。

そこで、総務部長にお伺いします。

県は、市町村のふるさと納税の運用実績について、国にどのような報告を行っているのかお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） ふるさと納税につきましては、全ての自治体の運用状況を把握し検証するため、総務省が、県を経由して毎年6月頃に、前年度の実績を調査しております。

この調査の対象は、寄附金の受入れ及び個人住民税からの控除となっており、このうち、寄附金の受入れについては、ふるさと納税の受入れ件数及び受入額、年間の寄附総額に対する返礼品等の調達費用が3割以下であること、返礼品等の調達費用や送料などを含む寄附金の募集に要する経費が5割以下であることなどが調査

されております。

県では、市町村の調査内容を確認し、取りまとめた上で、総務省へ報告しております。

○山下 寿議員 この事案発覚後、県においては、各市町村の現状調査をなされたようですが、その調査結果はどうだったのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（吉村久人君） 県としましては、当該事案を受けまして、県内全市町村に通知文を発出し、厳正な制度の運用を徹底するよう注意喚起を行うとともに、法定基準の適合性及び返礼品の管理状況の調査を行ったところです。

その結果、法定基準の適合性につきましては、都農町を除く25市町村は、返礼割合3割以下基準などの法定基準を遵守した運用を行ってまいりました。

また、返礼品の管理状況につきましては、同じく25市町村において、返礼品ごとに受付上限数を設定し、日々の受付件数や発送件数のモニタリングを行うなどして、適正な管理を実施しているところであります。

○山下 寿議員 今回、この事案を受けて都農町は、ふるさと納税の対象となる地方団体の取消しという非常に重い処分を受けたわけであり、この影響は計り知れない。返礼基準額内で真面目にこの事業に取り組んでこられた事業者の方々のお仕事までが、あつという間になくなったわけであり、場合によっては、経営不振に陥ってしまう事業者の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

中野県議会議長は、1月21日の定例記者会見の中で、「「ふるさととは遠きにありて思うもの」という言葉がありますが、自分はよその土地にいるけれども、ふるさとを思って納税しようというのが一つと、そして、それを受けるふ

るさとのほうも、納税額の3割以内の返礼品を送ることで、地場産業とか特産品の知名度アップを図ると、大きく2つの狙いがあるわけです。（中略）都農町の件については残念な気持ちでいっぱいです」と述べられております。

そこで、総務部長にお伺いします。

今後、都農町の対応に対して、県としてどのような対応あるいは助言を行っていくのか、お伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 都農町におきましては、当該事案により影響を受けた寄附者への対応として、寄附金の返還、または代替品の送付等を行っております。

また、1月中旬には、ふるさと納税支援対策室を設置し、今回の指定取消しにより影響を受ける返礼品取扱事業者の支援策を検討するとともに、1月下旬に設置した第三者検証委員会において、事案に対する検証を開始し、原因究明や再発防止策の検討などを行っております。

県としましては、都農町におけるこれらの対応を見守るとともに、適切な行財政運営がなされるよう、必要に応じて助言を行ってまいります。

○山下 寿議員 よろしく願いしておきます。

次は、外国人材の受入れについてお伺いします。

少子高齢化社会を迎えた日本は、現在、第1次産業をはじめとして製造業や介護など、体力を伴う職業の人材が不足し、外国人労働者に頼らなければならない状況になっております。

私が住む町でも、農業や食肉処理工場、漁船などで、たくさんの外国人技能実習生が日々、技能習得のため働いています。ところが、新型コロナウイルス感染症のため、入国が制限され

ています。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症が流行する前と現在における外国人技能実習生の受入れ状況について、お伺いします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 外国人の入国につきましては、新型コロナの水際対策強化として、令和3年1月14日から一部の期間を除き、新規入国が原則停止されているところでございます。

宮崎労働局によりますと、令和3年10月末現在の県内の外国人労働者は、在留資格別では、技能実習が前年同月より460人減少し3,419人と、最も人数が減少しております。

一方で、技能実習からの移行が比較的容易な特定技能1号は、前年同月の12人から162人に、技能実習の修了等から移行できる特定活動も、57人から122人と大幅に増加しております。

これらの結果、外国人労働者全体では5,236人と、前年同月比で5.1%、283人の減少となっております。

○山下 寿議員 一方、昨年11月18日の日本経済新聞の1面トップに、このような記事が掲載されました。

「出入国在留管理庁が人手不足の深刻な業種14分野で定めている外国人の在留資格「特定技能」について、2022年度にも事実上、在留期限をなくす方向で調整していることが分かった。熟練した技能があれば在留資格を何度でも更新可能で、家族の帯同も認める。これまで（中略）専門職や技術職に限ってきた永住への道を労働者に幅広く開く外国人受入れの転換点になる。現在、資格認定の前提となる技能試験の在り方などを同庁や関係省庁が検討している。今後、首相官邸や与党と調整し、22年3月

に決定し、省令や告示を改定する流れを想定している」と報道されました。

これが実現されれば、第1次産業などにおける人手不足の解消につながる、画期的な政策の一つになるかと思われまます。

そこで、商工観光労働部長にお尋ねします。

早ければ、来年度の早い時期に始まることが期待される、「無期限、外国人就労者の分野拡大」なのですが、宮崎県には現在、どこの国の人がどれくらいの人数で就労されているのか、お伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 宮崎労働局によりますと、令和3年10月末現在の県内の国籍別の外国人労働者数は、ベトナムが最も多く2,365人、次いで中国676人、インドネシア527人、フィリピン495人、ミャンマー216人などとなっております。

近年の国籍別の傾向としましては、コロナ禍により新規入国が大幅に制限された令和3年を除き、中国がほぼ横ばいで全体に占める割合が年々低下している一方、ベトナムやフィリピン、ミャンマーなどが増加傾向にございます。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

次に、公職選挙の投票率についてお伺いします。

ここ数年来の国政選挙や地方選挙の投票率を見てもみますと、年々投票率が低下している実情を目の当たりにして、心配になっております。

投票は、私たちがよりよい国づくりに参加できるようにするための大切な権利であります。その権利の重要性を認識すればするほど、1票の格差の不合理性に気がつくのは、至極当たり前のことなのですが、しかし一方で、それを放棄する人が多いことにも疑問を感じます。

平成31年4月7日に行われました、第19回宮

崎県議会議員選挙における宮崎市選挙区の投票率は33.62%であったのに対し、西都・西米良村選挙区における西米良村の投票率は90.56%でありました。

また、第18回宮崎県議会議員選挙の東臼杵郡選挙区における諸塚村の投票率は、何と91.73%であったのです。すばらしい投票率だと思います。

選挙区に主眼を置いて投票率を見ても、議員定数が少ない選挙区は投票率が高く、議員定数が多い選挙区ほど投票率が低くなる傾向があるように思われます。

個人的には、投票率も加味した選挙区割りにしたほうが、よりよいまちづくりになる。そのほうがいいのではないかと思うぐらいです。

そこで、選挙管理委員長にお尋ねします。

昨年11月14日に行われました、宮崎県議会宮崎市選挙区補欠選挙における投票率は18.34%と、今までの選挙で最も低い投票率でしたが、この投票率について、選挙管理委員長の思いをお聞かせください。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 昨年11月執行の県議会宮崎市選挙区の補欠選挙は、県執行選挙として戦後最低の18.34%という極めて低い投票率となりました。

県選挙管理委員会といたしましては、県民の代表を選ぶ大切な選挙として、宮崎市選挙管理委員会とともに周知啓発に努めましたが、民主主義の危機とも言える結果に大きな衝撃を受けたところであります。

低投票率の要因といたしましては、選挙の時期も含め様々なものがあつたと考えられますが、この結果を重く受け止めますとともに、今後、選挙啓発の取組を強化していく必要があると考えております。

○山下 寿議員 昔の選挙は、たくさんの人たちが選挙運動に参加して、大変にぎやかなものでありました。ところが、ある時期からクリーンな選挙が声高々に叫ばれるようになると、あれは違反だ、これは違反だと選挙自体のイメージが悪くなってしまいました。それが選挙を忌避する要因となり、投票率が低下する結果にもなったのではないかと考えております。

確かに第一義的には、私たち政治家の遵法精神が最も重要であることは重々承知しております。しかし、私たちの遵法精神だけでは説明がつかないほど投票率が下がっているのも確かな現実であります。

過去10年間の知事、県議会議員の地方選挙の状況を見ますと、宮崎市選挙区、都城市選挙区、いずれも投票率が50%を上回ったことがありません。このままでいいのでしょうか。何かほかの根本的な対策の必要性を感じております。

そこで、選挙管理委員長にお尋ねします。

投票率向上のための啓発活動や取組についてお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 各選挙におきましては、テレビなど各種メディアやSNSを通じて、投票日や投票方法などとともに投票参加を促すメッセージを発信しておりまして、特に昨年の選挙では、コロナ禍においても安心して投票所に足を運んでいただけるよう、感染症対策についての啓発に努めたところです。

また、日頃から学生・生徒が政治により関心を持つことができるよう、大学や教育委員会と連携した選挙啓発ゼミや、選挙の出前授業を実施して、啓発活動に努めますとともに、投票参加につながるよう、実際の選挙を題材にした模擬選挙について、各高等学校等へ実施を呼びか

けているところです。

今後とも、主権者教育と連携した地道な取組を進めますとともに、選挙の際には、若者をはじめ、より多くの選挙人の目に留まり、かつ投票行動に結びつくような効果的な啓発に取り組んでまいります。

○山下 寿議員 先日、テレビを見ていてびっくりいたしました。それは、選挙の投票に行った人に飲食店の割引クーポン券などを進呈するというものでした。

選挙人の投票行動について、金品等の授受を伴う行為は、公職選挙法に抵触するため絶対に行ってはいけない行為だと思っていたのですが、このシステムは特定の候補者への投票を依頼するものではなく、選挙人の投票行動を促すのが目的だから問題ないということらしいです。

これは「センキョ割」と呼ばれており、特定の候補者や政治的主張を伴わないことが大前提で運用されています。

いろいろ調べてみますと、全国各地で行われているみたいなんです。投票すれば、百貨店やスーパー、レストラン、ラーメン店などの割引クーポン券などがもらえるから、うれしいですね。投票行動につながり、投票率向上が期待されます。

そこで、選挙管理委員長にお尋ねします。

このいわゆる「センキョ割」について、選挙管理委員会の考えをお伺いいたします。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 投票所に行くことで、店舗の利用割引などの各種サービスが受けられる、いわゆる「センキョ割」につきましては、商店街など民間事業者等の自発的な取組によるものと認識しております。

これらの取組により、投票率向上につながる

ことが期待される一方で、サービスの利用に際し、投票済証明書を提示することで、投票したことが第三者に知られるおそれがあるほか、サービスによる利益誘導が、選挙人の投票行動に影響を及ぼすことも懸念されます。

なお、民間主導の取組としましては、「センキョ割」のほかにも、若者によるSNSを活用した情報発信や、公開討論会なども実施されておりますが、これらにつきましても、公平性や中立性の確保に十分留意していただきたいと考えております。

○山下 寿議員 ヨーロッパ各国では、政治教育や主権者教育が積極的に行われているため、OECD主要国の18歳から24歳までの投票率は6割を超えているそうです。

ここ日本においては、平成28年7月、選挙年齢が20歳から18歳に引き下げられたことを受け、主権者教育の重要性が急激に高まりました。

しかし、その3年後の令和元年7月に行われた参議院選挙における宮崎県の投票率は惨たるもので、同年9月28日付の宮日新聞によりますと、参議院選挙における18歳、19歳の投票率が20.18%と、全ての年代で最も低かったと報道されました。その後の選挙でも18歳、19歳の投票率は低迷しています。

そこで、教育長にお尋ねします。

県立高校における選挙に関する教育の現状についてお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校では、全ての生徒が、公民科の授業におきまして選挙の意義や制度について学習するとともに、マニフェストや選挙公報を活用した「模擬投票」や、総務省作成の副読本を活用した授業を行うなど、それぞれ工夫した学習活動にも取り組ん

でおります。

また、生徒会やホームルーム活動で、校則などの身近な問題を主体的に考えたり、「総合的な探究の時間」で、地域の課題解決に社会の構成員の一人として取り組むなど、生徒の当事者意識を高めるための学習を行っております。

県教育委員会といたしましては、政治に参加することの意義を理解させ、社会の課題を自分事として捉える生徒の育成を目指し、今後とも選挙に関する教育の充実に努めてまいります。

○山下 寿議員 よろしく願いしておきます。

次は、宮崎カーフェリーについてお伺いいたします。

この件につきましては、令和元年、宮崎カーフェリー株式会社が、旅客・貨物のニーズに対応するため新船の建造を計画していたのですが、資金調達が困難になったため行政支援を要請したことから話が始まります。

この要請に対して県当局は、新船建造資金として40億円を貸し付ける旨の議案を令和元年11月定例会に提出しました。

これを受け県議会では、会社収支の見通しをはじめ貸付金額の根拠等について、参考人招致も行うなど、土曜、日曜も関係なく、かんかんがくがくの議論が行われました。

その中で、宮崎県経済の持続的な発展を図っていくためには、宮崎の特産品などを関東、関西へ大量に輸送することが必要で、長期的かつ安定的な大量輸送能力に優れた長距離フェリーへの期待が高まっているという、県当局からの説明があったことで、その議案に賛成した次第であります。

そこで、総合政策部長にお尋ねします。

宮崎カーフェリー株式会社の直近の経営状況

についてお伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 宮崎カーフェリーの令和3年度上期の経営状況につきましては、新型コロナの第4波及び第5波の影響による輸送量の減に加え、燃油価格の高騰によりまして、経常収益が約3億5,000万円の赤字となっております。

第5波の際の、まん延防止等重点措置が解除になりました昨年10月以降、いち早く県民向けの運賃半額割引など利用促進の取組を実施したことで、旅客輸送量が増加し、また、農産物の出荷増により貨物輸送量も増加し、回復基調にありましたが、年明け以降、新型コロナの第6波に加え、高止まりしている燃料費が大きな負担となっております、引き続き厳しい状況が続いております。

○山下 寿議員 宮崎カーフェリー株式会社は、県の財政支援を受け、新船2隻を造船されるわけですが、自立経営の道を進まれているはずなのですが、今議会では40億円の貸付けに加え、その他の支援事業の予算案が提出されているのですが、これら事業の目的について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 今議会におきましては、カーフェリーが関係する新規事業、40億円の貸付け以外に、3事業をお願いしております。

1つ目は、新型コロナの影響下にあっても毎日運航されている長距離フェリー航路の港湾施設使用料について補助を行う「長距離旅客航路安定維持支援事業」であります。

2つ目は、燃油価格の高騰によりまして、長距離フェリーやローロー船の積荷の運賃が上昇し、トラック事業者の運賃負担も増えていることから、「長距離物流網維持のための海上輸送

安定運航支援事業」によりまして、長距離物流網全体の安定的な維持を図るものであります。

3つ目は、「船旅の新たな魅力開発・発信支援事業」によりまして、新船就航に合わせて、船旅の魅力を高める取組に支援を行うものであります。

○山下 寿議員 コロナ禍にあっては、どの会社も企業も事業者も、みんな苦しんでいます。みんなが生き残るために必死に頑張っているのです。

宮崎カーフェリー株式会社にこのまま支援を続けることで、県民は納得するのでしょうか。私は甚だ疑問です。

そこで、知事にお尋ねします。

今回の予算案は、特定企業への偏った支援という見方もありますが、知事の考え方をお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 本県は、大消費地から遠隔地にあるわけでありまして、長距離フェリー航路は、農畜産物等の県産品を安定的に輸送するとともに、スポーツ合宿や教育旅行など県外からの誘客にも重要な役割を担う、まさに「本県経済の生命線」であります。

この航路を将来にわたって安定的に維持していくために、商工団体や物流業界などからの幅広い要請を受けまして、県と地元経済界が結束し、オール宮崎の体制で、新会社への出資及び新船建造に係る貸付けを行うこととし、今議会では、40億円の高度化資金貸付けの予算議案を提出したところであります。

一方、神戸港に就航してからは、旅客、貨物ともに順調に輸送量を伸ばし、安定した運航を続けてきたところでありますが、新型コロナウイルスの感染拡大、長期化に加えまして、燃油価格高騰の影響を強く受けていることから、国の臨時交

付金を活用しまして、長距離物流網全体の負担軽減を図るとともに、県外からの観光誘客に取り組む、長距離フェリー航路の維持に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

最後に、畜産バイオマスの利活用についてお伺いします。

宮崎県はこれまで、BSE、口蹄疫、鳥インフルエンザなど、様々な家畜伝染病の危機を乗り越えてきました。そして、先達のすばらしい教えを受け継いで、日本トップクラスの畜産県になったわけであります。

そこでどうしても問題になるのが、家畜の排せつ物の問題であります。

平成11年11月、畜産農家に家畜ふん尿の適正な管理を義務づけ、地域の環境保全を図る目的で、5年の猶予期間を置いて、家畜排せつ物法が施行されました。そのとき畜産農家は、畜舎の改善やコンポスト、堆肥舎などいろいろな改善、投資をされました。しかし堆肥化だけでは限界があると思います。

そこで、農政水産部長にお伺いします。

現在、宮崎県における牛、豚、それぞれの頭数についてお伺いします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 国が公表しております畜産統計によりますと、令和3年2月1日現在で、牛は、肉用牛が25万頭で全国第3位、乳用牛が1万3,600頭で全国第13位、合計26万3,600頭であります。

次に、豚は、79万6,900頭で全国第2位となっております。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

それでは、今報告をいただいた、牛、豚の排せつ物の量を、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 本県の牛及び

豚の年間の家畜排せつ物の量は、国の関係団体である畜産環境整備機構が示しております排出量の基準値を基に、先ほどお答えしました頭数から推計いたしますと、牛は肉用牛及び乳用牛を合わせて約202万トン、豚が約167万トン、合計約369万トンとなります。また、この量は、鶏を含めた本県家畜全体の排出量の約9割を占めております。

○山下 寿議員 県全体の家畜排せつ物の中から堆肥化処理がされている量について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 牛、豚、鶏を合わせた県全体の家畜排せつ物の量は、年間約402万トンと推計しております、そのうち全体の7割程度に当たる約270万トンが堆肥化処理されていると試算しております。

家畜排せつ物は、農業や家庭菜園用の堆肥や液肥として活用されるほか、燃焼により発生する熱を利用した発電などのバイオマスエネルギーとしても活用されております。

○山下 寿議員 約270万トンが堆肥として利用されているので、残りの一部がバイオマスエネルギーなどの利用価値があるというわけですね。

家畜排せつ物を燃焼して、エネルギーとして活用するときに重要になってくるのが、それ自体が持っている発熱量であります。

そこで、農政水産部長にお尋ねします。

牛ふん、豚ふん、それぞれの発熱量についてお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 畜ふんにおける発熱量は、畜産環境整備機構のデータによりますと、牛ふんでは、1キログラム当たり約4,100キロカロリー、豚ふんでは、同じく約4,300キロカロリーとなっております。

これは、現在燃焼処理しておりますブロイラー鶏ふんの約3,900キロカロリーと比較しても、同等以上の発熱量を有しておりますが、燃焼に際して、鶏ふん以上の水分調整が必要になるなどの課題を抱えております。

このため、今議会をお願いしております「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業」において、その課題解決に向けた検討を行ってまいります。

○山下 寿議員 実は、我が町川南町は、今年1月26日付で、「バイオマス産業都市」に認定されました。

県のゼロカーボン社会づくり事業に合わせるような、絶妙なタイミングでの認定に、みんな大変喜んでおります。

県内の認定は、平成27年の小林市に次いで2例目になっております。バイオマス産業都市は、内閣府や農林水産省など7つの府省が、バイオマス活用推進会議のメンバーとなり、認定するもので、認定された自治体等は、木質バイオマス、家畜排せつ物、食品廃棄物など、地域の特性に応じた形でバイオマスの利活用を図ることで、国からの助成や補助金などを受けやすくなる制度になっています。

先日、野崎議員の代表質問、「ゼロカーボン社会の実現に向けた畜産分野の取組」でも答弁がありましたが、畜産分野における家畜排せつ物の処理は、まず堆肥化処理をしっかりと行い、良質な堆肥の生産と、それを農地に還元し、耕種部門で利用することが基本だと思います。これからの畜産経営の大規模化による家畜排せつ物の増加により、ブロイラー鶏ふんのみならず、牛ふん等の燃焼処理による、電力等の畜産バイオマスエネルギーとしての利活用を図ることは、畜産県の宮崎県としては大変重要な取組

であると考えます。

今後の取組を注視するとともに、ゼロカーボン社会実現への貢献と、宮崎県の基幹産業である畜産の振興がしっかり両立できるよう、大いに期待を寄せるものであります。

以上で質問は終わりますが、今年3月で退職される県職員の皆様方の御労苦に、心から感謝とお礼を申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 次は、窪菌辰也議員。

○窪菌辰也議員〔登壇〕(拍手) 眠い時間帯ですが、しばらくお付き合いいただきたいと思えます。

国では、コロナ患者の入院は10日間を原則としておりましたが、今は酸素投与の必要な患者を除いて、4日間が過ぎて以降、悪化していなければ退院可能とし、高齢者の感染が拡大することに伴い、入院患者の増加が見込まれることから、医療現場での負担を抑えるため、入院期間の見直しを行ったところであります。

これには、デルタ株と違ってオミクロン株は悪化する可能性が少ないという要因が挙げられるとしていますが、高齢者など感染が続いており、全く先の見えない状況が続いております。

京都大学ウイルス・再生医科学研究所の宮沢孝幸氏は、オミクロン株はコロナ禍のゴールであるとも述べられています。呼吸器感染症のウイルスは、最も感染が広がりやすい鼻や喉で増殖するウイルスであって、そのタイプは、せきや鼻水、くしゃみといった状況を引き起こすことから、飛沫や呼気での感染を増やすとしています。

新型コロナウイルスは、上気道、鼻や喉で増殖されるウイルスへと変異し、肺炎を引き起こす強毒なウイルスは淘汰され、弱毒に変異したウイルス

は多くの人に感染することが分かってきたと述べられています。

また、氏は水際強化対策には何も意味がないとも言っておられますが、このような文献を学会に2度提案されたそうですが、2度とも却下されたそうです。

政府は、水際強化措置について、オミクロン株に対する科学的な知見の蓄積、内外の感染状況の変化で、厳格な水際対策の延長は不要と判断。3月以降は、オミクロン株の感染状況を注視しながら、新規入国者を一部認め、段階的に緩和するとしています。

2月中旬から全国の感染者数は、前の週と比べて、少しずつではありますが減少しており、本県でもその傾向にあります。また、世界的にもワクチン接種が進んでいる欧米では、マスクの着用義務や飲食店での接種証明書の提示をなくすなど、段階的に規制を緩めています。

今までどおり、隔離や入院させていくとすれば、医療崩壊はもちろん、社会崩壊を招くことになりかねません。

今後は、日本でも、オミクロン株の特徴を踏まえ、段階的に規制緩和されていくものと思います。とはいっても、本県でも、高齢者施設にとどまらず、幼稚園、小中学校でもクラスターが発生するなど、高齢者が毎日亡くなるとの報告がなされ、自宅療養も増える状況にあります。「今日の陽性者は何人です」に一喜一憂するのではなく、一日も早く普通の日常を取り戻すことを願っております。

そのような中、本県でも2月8日に、「まん延防止等重点措置」の期間延長を国に要請し、3月6日までの期間延長が決定いたしました。県においては、重点措置区域を全市町村として、飲食店の営業時間短縮や、酒類提供を終日

停止するなど、県下全域への要請が継続されています。

市町村外への不要不急の外出自粛が求められ、人と人との交流が希薄化する中で、地域経済ばかりでなく、県民生活にも与える影響は極めて大きいと考えます。

2月9日の知事会見では、「重点措置の強い対策を緩める段階ではない」と強調されました。また、24日の徳重議員の質問にも同様の発言があったところですが、今後は、感染状況の変化、ワクチン接種の向上など、日々変化する状況にあると思います。

現行のまん延防止等重点措置は厳しい内容であると、経済界などからは緩和を求める声がある中、感染防止を優先するばかりでなく、疲弊した経済の立て直しに取り組む時期に来たのではないかと思います。

今後、オミクロン株の特性を踏まえ、感染状況などを見極めながら対応されると思いますが、まん延防止等重点措置の終了については、どのような点を重視して判断していくのか、知事のお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まん延防止等重点措置の終了につきましては、最終的には、本県の感染状況等を踏まえ、国が判断、決定するものでありますが、私としましては、新規感染者数の動向に加え、医療提供体制の状況を重視してまいりたいと考えております。

具体的には、新規感染者数が一定程度減少し、クラスターの発生数も減少するなど、リバウンドの懸念が解消されるとともに、入院患者

数も減少し、医療提供体制への負荷が改善されていることが、重点措置を終了するために必要な条件と考えております。

なお、新規感染者数が減少傾向にあることから、重点措置の実施には一定の効果があったと認識しておりますが、一方で、その期間が長引くことにより、県内経済へ多大な影響を与えていることも事実であります。

今後の重点措置の取扱いにつきましては、引き続き県内の感染状況等を適切に見極めながら、県民生活や県内経済への影響も踏まえ、総合的に判断した上で、国と調整を図ってまいります。以上であります。[降壇]

○窪菌辰也議員 今後とも、追加接種率の向上に努めるなど感染対策の徹底を図りながら、人的交流などコロナとの共生に向けた規制緩和も進めてもらいたいと思います。

県では、適用期限を6日としていますが、解除について直前まで状況を見極め、全体で判断していきたいとの見解を示されました。今後とも、経済対策とともに御尽力くださいますよう、お願いいたします。

それでは、検査体制整備状況と検査キットの流通状況についてお伺いいたします。

オミクロン株は、重症化するケースが少ないと言われているものの、感染力が極めて高い特性を持つため、最近では、高齢者施設などでクラスターの発生が増加するなど、県民の中には、日々感染に不安を感じながら過ごしている方も多いと思います。

また今後、感染対策の社会的経済活動の両立を図っていくためには、検査体制の充実は必要となってくると考えます。

第6波では、感染者の急激な増加に伴い、医療機関などにおいては検査キットが不足してい

ると聞いております。第6波における感染ピークは過ぎたとも言われておりますが、まだ一定数の感染者がいる状況がありますので、感染に不安のある方に対する検査体制の整備状況や、検査キットの県内の流通状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 感染に不安を感じる県民を対象とした無料検査につきましては、1月8日に16か所でスタートし、現在58か所まで増やしております。

無料検査にはPCR検査と抗原定性検査の2種類がありますが、抗原定性検査を実施している県内の薬局の一部からは、検査キットの調達が困難な状況にあるとの報告も受けております。

抗原定性検査キットにつきましては、医療機関での検査やエッセンシャルワーカーの早期復帰のための検査等の増加により、全国的に品薄の状態にありますことから、現在国において、検査キットの増産に係るメーカー側への働きかけのほか、医療機関や無料検査を行う薬局等への優先供給の取組も行われております。

県といたしましては、無料検査体制の根幹となります検査キットの安定調達のため、国へ要望を行うとともに、無料検査所を増やすなど体制の充実にも取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。

次に、ワクチン3回目接種についてであります。

第6波のオミクロン株の感染拡大を減少するには、3回目のワクチン接種を早めることが大変重要であると言われております。

今回、全国の接種率は、2月24日時点で17.3%にとどまっているとのことで、3回目接種が低迷しているとのことであります。

沖縄県宮古島市などでは、感染対策でいち早く指標の改善が見られたことや、3回目接種で効果が現れたとして、まん延防止等重点措置が一部解除されました。接種率が進んだ国外でもその傾向にあり、マスクや飲食業など緩和策が図られています。日本でも、ワクチン接種をさらに進め、コロナと共生できる社会づくりが求められています。

ワクチン3回目接種について、本県の現在の接種率はどのような現状なのか、現在の接種状況と今後の接種率向上に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 3回目接種、いわゆる追加接種の本県の接種率は、2月24日現在で、全人口に対しまして18.4%、18歳以上の2回目接種完了者約80万人に対しましては、推計値でありますけれども25.4%となっております。

現在、市町村と連携しながら取組を加速させているところであり、具体的には、市町村に対し、接種券発行の前倒しや、接種機会の拡充をお願いするとともに、職域接種についても推進しているところであります。

また、県の追加接種センターにおきましては、現在のクラスターの発生状況を踏まえ、高齢者施設等従事者や教職員等の優先予約枠を設定し、接種券なしでの接種を可能としているところであります。

加えて、追加接種の必要性や交差接種の効果、安全性について県民に正しく判断していただけるよう、情報提供に努めているところであり、さらなる接種率の向上に努めてまいります。

○窪菌辰也議員 3回目ワクチン接種は、情報不足で進まないことが要因でもと言われて

います。企業、事業所、自営業など、あらゆる機会を捉えて進めていただくよう要望いたします。

また、ワクチン接種の話だけでなく、検査キットをはじめ、コロナウイルスに係る情報については、県民に対して正しい情報を分かりやすく伝える工夫が必要だと考えます。今後とも御尽力を賜りますよう、お願いいたします。

次に、宮崎カーフェリーについてでございます。

宮崎カーフェリーは、本県経済の生命線で、物流を支える長距離フェリーとして、本県農業や製造業などにはなくてはならない、最も重要な船であります。

遠隔地にある本県から、県産品を安定的に、効率的に消費地に運ぶためには、現在の航路を維持し、長距離物流網全体が安定的に維持されることが大事であります。

しかしながら、長期化するコロナ禍の影響で、貨物・旅客ともに大幅に減少し、さらには原油価格の高騰、SOx規制などの運航コストの増加などにより、令和3年度9月末決算で3億5,000万円の赤字となっていると報告がありました。今後は、海上輸送者の負担軽減を図りながら、貨物対策、旅客対策などの営業強化により、早期の経営安定化を目指すとしています。

航路を維持していくこと、それが会社経営の改善にもつながると思いますが、そのためには、県民や県内事業者の理解や協力が必要ではないかと思えます。総合政策部長の考えをお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 議員御指摘のとおり、将来にわたって航路を維持していくためには、県民はもちろん、荷主や物流事業者をはじめとした、県内事業者の理解や協力が不可

欠であります。

このため、荷主や物流事業者、観光団体等で構成します「長距離フェリー航路利用促進協議会」を昨年10月に開催し、航路の利用促進に向けた意見交換を行いますとともに、オール宮崎の体制で、協力して航路の維持に取り組むことを改めて確認したところであります。

このほか、今議会をお願いしております、「公共交通・物流需要回復プロジェクト事業」によりまして、県民向けの運賃割引などを実施し、利用しやすい環境をつくることで、まずは乗ってもらい、身近に感じられる「県民フェリー」となるよう取り組んでまいります。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。4月15日からの新船の就航に合わせ、「新船の新たな魅力」を発信するための、船上でのコンテンツ開発、情報発信などを行う事業の予算586万4,000円が、今議会に提案されています。

船旅は長時間、船上で過ごさなければなりません。「乗って楽しい、帰って楽しかった」と、船旅の思い出づくりの演出も必要なことですが、何といたっても利用者が満足度を上げるための船上での気持ちの触れ合い、おもてなし、サービスが充実しているか、利用者への接遇などが重要であります。

また、船旅のもう一つの楽しみは、船上での食事です。県産品などを利用した満足のいくメニューなど、おいしく食べてもらう工夫が大事なことであります。

接遇、サービス、食事などは、次のリピーターにつながるものと考えます。利用者の満足度向上に向けて、現場で働く職員の接遇・サービスに関する研修などは、日頃から取り組むことが大事だと考えます。

旅客を確保するためには、利用者の満足度を

上げることが重要と考えますが、その取組について総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 安定した旅客確保に向けましては、御指摘のとおり、利用者の満足度を上げ、リピーターを獲得していくことが大変重要でありますので、宮崎カーフェリーでは、施設の充実に加え、おもてなしやサービスの提供などハード、ソフト両面から、船旅の魅力向上に取り組まれているところであります。

本年就航予定の新船では、個室の大幅な拡充とともに、ペットと一緒に滞在できる部屋やキッズスペース、展望デッキ、イベントステージなど、多様な旅客ニーズに対応し、船旅そのものを満喫してもらうための充実した施設がそろっております。

また、おもてなしやサービスの向上はもちろん、今議会をお願いしております「船旅の新たな魅力開発・発信支援事業」によりまして、船上でのコンサートやグルメフェアなど、船旅の魅力を高めるイベントの企画や情報発信を支援し、さらなる旅客の確保につなげてまいります。

○窪園辰也議員 新船の運航では、荷主、物流事業者をはじめ、一般県民への理解を得ることで、自分たちの船だという意識づくりが大事であろうと思います。

現在は、新船の就航について、本県では、浜野謙太さんがボーカルを務める「パシフィックオレンジバンド」による「ブルーマジック」の曲がテレビ、ラジオで流れたり、トラックのペイントのPRで、意識も高くなっているようであります。神戸市でも同様のPR活動が重要だと思っておりますので、取組をぜひお願いしたいと思います。

新船が、将来にわたって、事故なく安定的な運航ができ、本県の経済発展に大きく寄与することを願っております。

次に、2023年主要7か国首脳会議についてであります。

G7サミット関係閣僚会合の誘致については、12月24日の知事の定例会見において、県と宮崎市の連名で閣僚会合の誘致計画を提出した旨を発表されました。このことについては、満行議員の代表質問でも提出した内容などが示されたところであります。

それに先立ち、私たち3区の選挙区自民党員8名で12月20日に上京し、主な大臣への要望活動を行ったところでありますが、古川法務大臣の表敬訪問を兼ねて、G7の閣僚会合誘致について、口頭ではありましたが、岸田総理大臣、茂木幹事長、高市政調会長、それに本県の江藤元大臣に直接お会いし、2023年のG7誘致についてお願いし、それぞれ話を伺うことができました。

岸田総理をはじめ、それぞれの大臣におかれましては、大変喜ばれ、開催されるようお願いいたしますとのことでありました。話の感触も大変よかったと感じたところでございます。

本県は、素晴らしい自然と神話などの文化があふれる県であり、さらには日本一の農畜産物を生産する県でもあります。また、珍しい食材の宝庫であり、加えて産業活動など本県農業の魅力を示すべきだと考えます。

ドイツでのサミットが行われる6月頃には開催地が決まる見通しということですが、今はG7では、ロシア軍のウクライナへの侵攻、経済制裁などが協議されているようであります。

G7サミットの誘致では、農業分野における本県のアピールポイントをどのように考えてい

るのか。また、今後国に直接要望していくべきだと思いますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 本県としましては、G7サミット閣僚会合の開催に向けまして、2000年九州・沖縄サミットの実績がある外相会合のほか、農業、環境、教育の4分野を特に要望しているところであります。

その中でも農業分野につきましては、神楽などの伝統文化とともに、焼畑やモザイク林など、世界農業遺産に認定された高千穂郷・椎葉山地域における伝統的な農林業の営みが、本県の強みであると考えております。

また、今や輸出を牽引しております和牛、そのトップブランドである宮崎牛をはじめ、宮崎キャビアやマンゴーなど豊富な農畜水産物、さらには、地域ぐるみでの有機農業の推進や畜産バイオマスの活用など、持続可能な農業に向けた変革の取組といった点をアピールしているところであります。

議員も含めて、議会のほうで国政トップに対する要望をいただいたことに、心から感謝を申し上げます。

国に対しましては、先般、東京事務所を通じて要望書を提出したところでありますが、新型コロナが落ち着いた状況になれば、私自身も直接、要望に伺ってまいりたいと考えております。

○窪菌辰也議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。ぜひ誘致が実現しますように、今後とも御尽力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、震度情報と震度計についてお伺ひします。

最大震度5強を観測した1月22日の地震で

は、機器の不具合などで県内5か所で気象庁が公開する地震情報に反映されなかったという新聞記事がありました。

県が設置する地震計のデータ送信の不具合や、震度計設備の移設時の再設置手続の未完了などが原因で「未入電」となっていたのは、木城、三股、五ヶ瀬、日之影、門川の5つの町で、いずれも町内にある震度計は、県設置の1基のみでありました。近い将来起こり得るとされている南海トラフ巨大地震に備えての課題が残ったとされています。

そこで、県の震度計の設置状況及び1月22日の地震で震度が公表されなかった原因とその後の状況について、危機管理統括監にお伺ひいたします。

○危機管理統括監（小田光男君） 県の震度計につきましては、現在、県内34か所に設置し、運用しております。

先日の地震におきましては、議員御指摘のとおり、5つの町の震度が公表されなかったことから、直ちに点検を行ったところであります。

門川町と日之影町につきましては、役場の庁舎移転に伴い震度計設備の移設を行った後の気象庁の承認待ちであったものですが、現在は承認され、通常の運用状態となっております。

五ヶ瀬町につきましては、役場の庁舎移転に伴い震度計を仮撤去中でありましたが、現在、早期の復旧に向けて再設置作業を進めているところであります。

木城町につきましては、通信状態の不具合により、また三股町につきましては、震度計の故障により震度が公表されなかったものですが、いずれも現在、早期復旧に向けて対応を進めているところであります。

○窪菌辰也議員 また、今回のように震度情報

が出されないことは、その地域の災害対応に遅れを生じさせるおそれがあるため、震度の観測体制に空白を生じさせないことが重要だと考えます。

そこで、県の震度計設備の運用体制の状況について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（小田光男君） 県の震度計設備につきましては、常に職員が設備の通信状態を確認しているほか、専門の保守業者による年2回の定期点検や、今回のように不具合が発生したときの緊急点検も実施しております。

また、今回の補正予算におきまして、老朽化した設備の更新やネットワーク回線の強化を行うための経費として、2億5,875万円をお願いしているところであります。

震度の情報は、その地域における住民の防災行動や自治体の災害対応を決定する上で大変重要であるため、震度の観測や公表に支障を来すことのないよう、引き続き設備の適切な維持管理に努め、震度観測体制の信頼性を高めてまいります。

○窪菌辰也議員 今回の地震は、幸いに大きな被害もなく済みましたが、南海トラフばかりでなく、日向灘地震、直下型の地震など、いつ起こるか分からない不安の中で日常生活を送っています。

いつの時代でも、地震は一番怖いものであります。地震災害を最小限にするためにも万全を期していただきますよう、よろしくお伺いいたします。

次に、輸入牧草高騰対策についてお伺いいたします。

コロナ禍での海上輸送の混乱、中国等での旺盛な需要や、円安などの影響により、畜産経営で使用される粗飼料である輸入乾牧草の価格は、

昨年11月にはトン当たり4万5,343円で、前年同月を21%上回り、配合飼料価格も過去40年間で最高を記録いたしました。

さらに、輸入牧草、配合飼料とも日本への輸送自体も遅れ、確保が難しくなっており、高止まりが続いております。

国でも、当面は需給の逼迫が続く可能性を指摘し、畜産経営への影響は長期化する可能性があるとして、粗飼料給与の技術指導に関する通知を都道府県に発出しました。

特に酪農家においては、輸入牧草に頼ることが多く、牧草の値上がりは経営を直接圧迫しており、肥育牛でも初期の粗飼料は輸入牧草を多給し、牛づくりに欠かせない粗飼料となっております。さらには近年、繁殖農家の子牛の牧草にも多く利用されているなど、輸入牧草の値上げは、いずれの畜産経営においても厳しい状況となっております。

そのことから、海外情勢に左右されない自家生産の粗飼料の割合がどれだけ占めるかが、経営全体での収益性の改善につながると考えます。

国産飼料の利用を進め、安定経営と持続性を続けるために自家飼料の生産を進めることが、今後求められています。

農水省は、対応として、飼料設計の見直し、水田での牧草栽培や稲わらの収集、肉用牛の肥育期間の短縮などを呼びかけたとしていますが、本県では、輸入粗飼料が高騰する中で、生産者に対してどのような指導を行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 輸入粗飼料のみならず、配合飼料価格も高騰する中で、畜産経営の安定を図るためには、自給粗飼料の生産拡大が大変重要であります。

このため、生産者に対し、普及センターや畜産関係団体が連携した子牛競り市等での研修会に加え、新たにコロナ禍に対応したリモート研修会や、ユーチューブを活用したウェブセミナー等を開催しております。

具体的には、収量向上に向けた作付体系のアドバイスや、適正な飼料設計による給与体系の見直しなど、基本を徹底するための技術指導を通じて、自給粗飼料の生産拡大と効率的な給与を推進しているところであります。

県としましては、引き続き、畜産関係団体と連携し、あらゆる機会を活用して、継続的な指導を実施することにより、生産者の経営安定を図ってまいります。

○窪菌辰也議員 新型コロナウイルスの世界的な蔓延で、粗飼料や濃厚飼料ばかりではなく、肥料などの生産資材も急騰するなど、費用負担が増加し、全ての経営に重くのしかかっております。

そのような中、畜産農家の粗飼料確保には、今後、牧草とトウモロコシの栽培、水田の稲わらの収集を進め、輸入飼料に頼らない経営改善が必要であります。自家生産の粗飼料確保にも負担が大きく、委託作業による確保は大きな出費の一つとなっております。

特にコーンハーベスターによる飼料用トウモロコシは、費用が高いなどでなかなか進まないのが実態であります。飼料用トウモロコシの作付を拡大することで、濃厚飼料の給与量が減るなど、牛の負担も軽く、健康な牛づくりとなる一方で、コーンロールは、高くつくなどでオペレーターへの依頼を敬遠するなど、利用が進んでいない状況も見受けられます。

コーンロールは、便利でカロリーも高く、栄養バランスもよい、牛の栄養食品であります。

このように、畜産振興を図る上で自給飼料の確保が重要と考えますが、どのような取組を行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 県では、第八次農業長期計画の中で、輸入飼料に依存しない畜産経営の確立を柱の一つとして掲げ、さらなる自給粗飼料の確保に重点的に取り組むこととしております。

具体的には、効率的な飼料生産を担うコントラクター組織の育成強化による受託面積の拡大や、飼料の広域流通体制の構築に取り組んでおります。加えて、飼料畑や草地の造成と畜舎等の施設整備に一体的に取り組む畜産公共事業の活用や、畜産クラスター事業による飼料生産機械の導入を支援しているところであります。

畜産が基幹産業である本県としましては、構造的な課題である輸入飼料依存からの脱却に向け、これらの取組を総合的に講じながら、飼料自給率の向上を図り、持続可能な畜産経営の実現を目指してまいります。

○窪菌辰也議員 今後とも、生産者への指導徹底が図られますよう、お願い申し上げておきたいと思います。

次に、屋外型トレーニングセンターの整備についてであります。

今議会の2月補正予算で、屋外型トレーニングセンターを整備する予算が提案されたところであります。

現在、コロナで暗い話題が多い状況の中、コロナ後を見据え、こうした施設を整備し、観光誘客を図っていくことは、スポーツを柱に観光振興を図ってきた本県にとって、停滞する県内経済の回復を図る大きな原動力になるものと思います。

新たに整備する屋外型トレーニングセンターには、トップチームのキャンプに対応したグラウンドが2面できるそうですので、ラグビーやサッカーの新規チームの誘致が確実に見込まれております。

現在、春に県内で行われるJリーグキャンプもそうですが、サッカーやラグビーのキャンプも、練習試合を目的にチームが集まると伺っております。

また、日本代表やプロチームの合宿が集積することによって、本県の合宿地としての知名度がさらに向上し、アマチュアスポーツ合宿への呼び込みにもつながります。

今回の屋外型トレーニングセンター整備により、一流の合宿拠点をつくり、そこに日本代表やプロチームを呼び込むということも大事ですが、その効果をいかに県内に広げていくかが重要であります。

そこで、屋外型トレーニングセンターの整備をきっかけに、スポーツキャンプ・合宿の効果をどのように県内に広げていくつもりか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 議員御指摘のとおり、屋外型トレーニングセンターの整備による効果を県内全域に広げていくことは、大変重要でございます。

このため、今議会をお願いしております「スポーツキャンプ・合宿全県展開促進事業」におきまして、市町村が合宿を受け入れるために行う施設整備への支援や、グラウンドの芝管理者に対する技術研修などを行い、県内の受入れ施設のレベルアップを図ることとしております。

また、県内でキャンプ・合宿を行うJリーグやラグビーのトップチームの練習試合のコーディネートや、移動に要する経費の支援のほ

か、市町村等と連携した誘致セールスなどを積極的に行うことにより、屋外型トレーニングセンターの整備によるスポーツキャンプ・合宿の効果を、県内全域に広げてまいります。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。ぜひ、屋外型トレーニングセンターの整備と併せて、新規に取り組む事業により、スポーツキャンプ・合宿の効果が全県に広がるような取組をお願いいたします。

今後、屋外型トレーニングセンター整備などにより、さらに多くのトップアスリートのスポーツキャンプ・合宿が見込まれるわけですが、国内外のトップチームの合宿となれば、ハードな練習メニューを消化しなければならず、しっかりと食べていただくことも大事であります。

現在、プロ野球などのキャンプでは、県や受入れ自治体、JAなどから宮崎牛やブランドポークなどが提供されると伺っていますが、マスコミで大きく取り上げるのはプロ野球キャンプなどで、食材提供を行うことによる県産品のPRは非常に効果が上がると考えています。

そこで、プロ野球キャンプなどへの県産品の提供状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 多くのメディアにより、本県が全国に発信される機会を捉えて、県産品のPRを行うことは大変効果的であると考えております。

このため県では、春にキャンプを行うプロ野球や、Jリーグチームに対し、受入れ自治体やJAなどの関係団体とともに、宮崎牛をはじめ、宮崎ブランドポークやみやざき地頭鶏、イセエビや季節のフルーツ、水産物や焼酎など、様々な県産品の贈呈を行っているところでござ

います。

また、スピードスケートやラグビーの日本代表チームのほか、本県で毎年開催されるダンロップフェニックストーナメントの優勝者などに対しましても県産品の贈呈を行い、PRに努めているところでございます。

○窪菌辰也議員 ありがとうございます。本県は、日本一の宮崎牛をはじめ、全国シェアの高いブロイラー、ピーマン、キュウリ、キンカン、ヘベス、またトロピカルな食材ではマンゴー、ライチなど、豊富な農畜産物の産地で、食の宝庫となっています。

本県の食の魅力をさらに高めるためには、こうしたバラエティーに富む食材も含めたPRも非常に大事だと考えています。ぜひ、商工観光労働部、農政水産部、またJAなどの各種団体とも連携していただき、本県の強みである「スポーツ」と「食」のPRに引き続き力を入れていただきたいと、要望いたします。

次に、看護・介護職員等の処遇改善について伺います。

午前中、坂本議員からも同じ質問がございましたが、昨年11月に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症や少子高齢化対応の最前線で働く看護職員や介護職員などの賃金引上げが実施されることとなり、これに対応するため、1月の臨時議会において、「看護・介護職員等処遇改善事業」が予算化されました。

医療・福祉の分野では、慢性的な人手不足に悩んでいる施設や事業所もあるため、賃金引上げによる職員の処遇改善は、それぞれの分野の人材確保につながる重要な取組と考えておりますし、全国一律であります。業界の関心も非常に高いものとなっております。

また、賃金引上げに充てる経費として、県から対象施設や事業所へ補助金が支払われる仕組みとなっておりますが、その補助金を現場で働く方々の賃金引上げに確実につなげていくことが必要だと思います。

そこで、看護・介護職員等処遇改善事業の概要と今後のスケジュールについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県では、国の方針に基づき、今年2月から9月までを対象として、看護や介護の現場で働く職員の賃金引上げを行う施設等に対して補助金を交付することとしております。

補助金の額としましては、賃金引上げに充てる経費として、看護職員は1人当たり月額4,000円程度、介護職員、障がい福祉職員及び児童養護施設等で働く社会的養護従事者は月額9,000円程度となっております。

また、今後のスケジュールにつきましては、社会的養護従事者は今年3月から、その他の職種につきましては6月から補助金を交付することとしており、補助期間終了後は、実績報告書により当該補助金が賃金に反映されたことを確認することとしております。

なお、10月以降につきましては、介護報酬等の改定により、賃金引上げ措置が継続されることとされております。

○窪菌辰也議員 新型コロナウイルス感染症や、介護の現場で働く人たちの処遇改善が図られ、本県の医療福祉がさらに向上しますようお願いいたします。

次に、森林環境譲与税であります。

新聞報道によれば、気候変動対策の一環として設けられ、森林整備や保全のため国が地方自治体に配る森林環境譲与税に関し、制度が始

まった2019年度と2020年度に市区町村へ配分された資金の54%に当たる約271億円が使われず、基金に積み立てられたとありました。

また、配分された資金を使わず全額基金に積み立てた市区町村の数は、2019年度では666、2020年度では341の自治体となっており、その中でも横浜市は、2年間に受け取った4億4,000万円を全額基金に積み立てたとされる報道がありました。

この制度は、全国の自治体や林業関係者の長年の悲願であり、様々な検討の結果、ようやくかなったものでありますので、有効に活用していくことが求められると考えます。

そこで、県及び市町村に配分された森林環境譲与税の活用状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 森林環境譲与税は、県には、令和2年度までの2年間で、2億8,835万9,000円が配分されており、そのうち約77%の2億2,238万1,000円を活用し、「みやざき森林経営管理支援センター」や「みやざき林業大学校」の運営、県産材の販路拡大対策など、森林経営管理制度の円滑な推進や、担い手育成、木材の利用促進等に取り組んでおります。

また、県内26市町村には、2年間で合計14億4,180万6,000円が配分され、そのうち約48%の6億9,166万円を活用し、森林経営管理に関する意向調査や航空レーザー測量による森林資源量の調査、林業従事者の就労環境改善に向けた取組支援など、地域の特性を生かしながら、森林整備の促進や、担い手の育成・確保対策などに取り組まれております。

○窪菌辰也議員 県や市町村でも様々な取組に活用されている状況は、分かりました。

令和4年度の県予算でも、新たな森林調査システム検証事業や、流木抑制等バイオマス活用促進事業など、新規・改善・継続事業において、さらなる有効活用が進められるようであります。

このような取組を通じ、植栽等の森林施業を中心として、水源涵養や土砂流出崩壊防止、県土の保全、県産材の需要拡大、サプライチェーンの構築を進めることで、ゼロカーボン社会への実現に寄与し、資源循環型の林業が確立され、本県の森林が持続的に継続できるようお願いいたします。

最後になりますが、岩瀬ダムの再生事業についてお伺いいたします。

国土交通省は、大淀川の洪水対策として、都城・小林にまたがる岩瀬ダムの再生事業を計画し、完成する令和15年度までに総事業費500億円で実施されることとしており、計画では、洪水調整容量を、現在の3,500万立方メートルから5,000万立方メートルに増大する放流設備を増設すると聞いております。

再生事業によって洪水調整容量が増えることに伴い、水位が上昇するなど、ダム上流域にある農地に影響があるのではないかと心配していますが、岩瀬ダムの再生事業の概要と現在の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 岩瀬ダム再生事業につきましては、国が令和元年度から着手している事業であり、既設ダムの洪水調節機能を増強することにより、過去最大の平成17年に発生した台風14号と同規模の洪水に対して、ダム下流域の治水安全度の向上を図ることを目的としております。

事業内容としましては、放流設備を増設し、

ダムの発電容量を洪水調節容量に振り替えることで、議員御指摘のとおり、洪水調節容量を3,500万立方メートルから5,000万立方メートルに増大させるものであります。

現在は、地質調査などを実施するとともに、増設する放流設備の構造について検討中であると伺っております。

県としましては、岩瀬ダム再生事業が円滑に進むよう、引き続き国と連携を図ってまいります。

○窪菌辰也議員 ぜひお願いしたいと思います。当再生事業では、今後、地質調査などを踏まえ実施される計画ということですので、国土交通省などとの連携も図りながら進めていただきたいと思います。

以上で終わりますが、今年3月末をもって退職される皆さんは、長年本県の産業発展、社会の発展のために御苦労いただき誠にありがとうございました。今後とも健康に十分留意され、それぞれの地域や新たな職場での活躍をお祈り申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時39分散会

